

# 官報 号外

平成二年四月二十五日

## ○ 第一百十八回 参議院會議録 第九号

平成二年四月二十五日(水曜日)

午前十時一分開議

### ○ 議事日程 第九号

平成二年四月二十五日

午前十時開議

#### 第一 副議長の選挙

第二 千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事會決議によつて承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件

第三 千九百八十九年のジュート及びジュート製品に関する國際協定の締結について承認を求めるの件

第四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案(内閣提出)

第五 取引所税法案(内閣提出、衆議院送付)

第六 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### ○ 本日の會議に付した案件

- 一、日程第一
- 一、副議長小野明君逝去につき哀悼の件
- 一、請暇の件
- 一、日程第二より第六まで

○議長(土屋義彦君) これより會議を開きます。

日程第一 副議長の選挙

副議長小野明君は、去る十九日逝去されました。

これより副議長の選挙を行います。

投票は無名投票でございます。議席に配付してございます白色の無名投票用紙に被選挙人の氏名を記入して、白色の木札の名刺とともに、御登壇の上、御投票をお願いします。

氏名点呼を行います。

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(土屋義彦君) 投票漏れはございませんか。投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(土屋義彦君) これより開票いたします。投票を参事に点検させます。

〔参事投票及び名刺を計算、投票を点検〕

○議長(土屋義彦君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十二票

名刺の数もこれと符合いたしております。

本投票の過半数は百十七票でございます。

小山一平君

〔拍手〕

よつて、小山一平君が副議長に当選せられました。

〔拍手〕

### 副議長選挙投票者氏名

青木 幹雄君	井上 章平君	服部 安司君	初村瀧一郎君
井上 裕君	伊江 朝雄君	林田悠紀夫君	原文兵衛君
石井 道子君	石川 弘君	平井 卓志君	平野 清君
石原健太郎君	石渡 清元君	福田 宏一君	藤井 孝男君
板垣 正君	岩崎 純三君	藤田 雄山君	二木 秀夫君
岩本 政光君	上杉 光弘君	前島英三郎君	前田 勲男君
尾辻 秀久君	大河原太一郎君	松浦 功君	松浦 孝治君
大木 浩君	大島 友治君	宮崎 秀樹君	宮澤 弘君
大城 眞順君	大鷹 淑子君	向山 一人君	村上 正邦君
大塚清次郎君	大浜 方栄君	本村 和喜君	守住 有信君
合馬 敬君	岡田 広君	森山 眞弓君	柳川 覺治君
岡野 裕君	岡部 三郎君	山岡 賢次君	山崎 竜男君
長田 裕二君	加藤 武徳君	山本 富雄君	吉川 博君
狩野 明男君	鹿熊 安正君	吉川 芳男君	会田 長栄君
梶原 清君	片山虎之助君	青木 新次君	赤桐 操君
鎌田 要人君	川原新次郎君	青木 篤君	一井 淳治君
木宮 和彦君	北 修二君	穂山 篤君	稲村 稔夫君
久世 公亮君	沓掛 哲男君	岩本 久人君	上野 雄文君
倉田 寛之君	木暮 山人君	小川 仁一君	及川 一夫君
後藤 正夫君	佐々木 満君	大淵 絹子君	大森 昭君
斎藤栄三郎君	斎藤 十朗君	梶原 敬義君	粕谷 照美君
斎藤 文夫君	坂野 重信君	菅野 壽君	喜岡 淳君
山東 昭子君	清水嘉与子君	菅野 哲男君	久保 巨君
下稻葉耕吉君	下条進一郎君	北村 哲男君	日下部徳代子君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君	久保田真苗君	栗村 和夫君
鈴木 省吾君	鈴木 貞敏君	小林 正君	小山 一平君
関口 恵造君	田沢 智治君	國弘 正君	櫻井 規順君
田代由紀男君	田中 正巳君	小林 正君	榑崎 年子君
田辺 哲夫君	田村 秀昭君	清水 澄子君	菅野 久光君
高木 正明君	高橋 清孝君	庄司 中君	瀨谷 英行君
竹山 裕君	谷川 寛三君	鈴木 和美君	竹村 泰子君
名尾 良孝君	中曾根弘文君	鈴木 和美君	谷本 鏡君
中西 一郎君	中村 太郎君	種田 誠君	千葉 景子君
仲川 幸男君	永田 良雄君	谷畑 孝君	角田 義一君
永野 茂門君	成瀬 守重君	对馬 孝且君	堂本 暁子君
西田 吉宏君	野沢 太三君	野田 康雄君	野田 哲君
野村 五男君	長谷川 信君	野別 隆俊君	深田 万三君
		肥田美代子君	登君

- |        |        |
|--------|--------|
| 福間 知之君 | 淵上 貞雄君 |
| 細谷 昭雄君 | 堀 利和君  |
| 前畑 幸子君 | 松前 達郎君 |
| 三上 隆雄君 | 三石 久江君 |
| 村沢 牧君  | 村田 誠醇君 |
| 本岡 昭次君 | 森 暢子君  |
| 八百板 正君 | 矢田部 理君 |
| 安恒 良一君 | 安永 英雄君 |
| 山口 哲夫君 | 山田 健一君 |
| 山本 正和君 | 吉田 達男君 |
| 渡辺 四郎君 | 猪熊 重二君 |
| 及川 順郎君 | 太田 淳夫君 |
| 片上 公人君 | 刈田 貞子君 |
| 黒柳 明君  | 木庭健太郎君 |
| 白浜 一良君 | 高木健太郎君 |
| 常松 克安君 | 鶴岡 洋君  |
| 中川 嘉美君 | 中西 珠子君 |
| 中野 鉄造君 | 針生 雄吉君 |
| 広中和歌子君 | 三木 忠雄君 |
| 峯山 昭施君 | 矢原 秀男君 |
| 和田 教美君 | 諫山 博君  |
| 市川 正一君 | 小笠原貞子君 |
| 神谷信之助君 | 香脱タケ子君 |
| 近藤 忠孝君 | 高崎 裕子君 |
| 立木 洋君  | 楠本 敦君  |
| 林 紀子君  | 山中 郁子君 |
| 吉岡 吉典君 | 吉川 春子君 |
| 粟森 喬君  | 井上 哲夫君 |
| 池田 治君  | 磯村 修君  |
| 笹野 貞子君 | 新坂 一雄君 |
| 高井 和伸君 | 中村 鋭一君 |
| 古川太三郎君 | 星川 保松君 |
| 山田耕三郎君 | 足立 良平君 |
| 井上 計君  | 勝木 健司君 |
| 小西 博行君 | 三治 重信君 |
| 田淵 哲也君 | 寺崎 昭久君 |
| 山田 勇君  | 今泉 隆雄君 |
| 喜屋武眞榮君 | 下村 泰君  |

西川 深君 秋山 肇君  
野末 陳平君 星野 朋市君  
紀平 梯子君 沢田 一精君

〔参事 副議長小山一平君を演壇に導く〕  
○議長(土屋義彦君) たいだいま副議長に当選せられた小山一平君を御紹介いたします。

〔拍手〕  
○小山一平君 一言あいさつを申し上げます。小野明前副議長には、去る十九日逝去され、まことに哀悼の念にたえません。

このたび皆様方の御推挙により、同君の後任として、不肖私が副議長の重責を担うこととなりました。このことは私にとつて思いもよらないことでありまして、まさに青天のへきれきであり、身の引き締まる思いでございます。

今日、衆参両院の現状は、二院制をとつて我が国議院の現状は、二院制をとつておられます。参議院は、独自性と良識に基づき、良識の府にふさわしい権威を高め、国民の信頼と期待にこたえなければならぬと思ひます。

私は、もとより野人であり、微力非才の身ではありますが、その分をわきまえ、土屋議長の補佐役として、公正無私を旨として誠心誠意職務を全うする所存でございます。

皆様方の御支援、御指導を賜りますようお願い申し上げます。御申しあげまして、簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。(拍手)  
○議長(土屋義彦君) 岡田広君から発言を求められました。この際、発言を許します。岡田広君。

〔岡田広君登壇 拍手〕  
○岡田広君 私、年長のゆえをもちまして、議員一同を代表し、たいだいま就任されました新副議長に對しましてお祝いの言葉を申し上げたいと存じます。  
小山一平君は、昭和四十九年本院議員に御當選以来、十六年の長きにわたり在職され、豊富なる御経験を有されるとともに、その円満なるお人

柄、卓越した識見は皆様方御承知のとおりでございます。同君が副議長に御就任されましたことは、私も参議院のためにまことに御同慶にたえない次第でございます。

どうぞ御健康に御留意の上、中立公正かつ民主的な議院運営に当たられ、本院の権威高揚と国民の負託にこたえられますようお願い申し上げます。お祝いの言葉とさせていただきます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 副議長小野明君は、去る十九日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。  
同君の葬儀につきまして、議長は、議院運営委員会に諮り、来る二十七日午後、参議院葬をもつて行うことといたしました。

この際、院議をもつて同君に對し弔詞をささげることといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。同君に對する弔詞を朗読いたします。  
〔総員起立〕

参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くされまた参議院副議長として憲政の発揚につとめ特に院議をもつて永年の功勞を表彰せられた議員三位勲一等小野明君の長逝に對しついで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

○議長(土屋義彦君) 長田裕二君から発言を求められております。この際、発言を許します。長田裕二君。  
〔長田裕二君登壇〕

○長田裕二君 小野副議長に對する弔辭を申し上げます。四月十九日早朝のこととございました。テレビ、ラジオのニュースは、小野明本院副議長が東

京都済生会中央病院において、急性肺炎のため急逝されたことを伝えていました。

数日前から風邪をこじらせ、体調を崩し公式行事を欠席されたとは聞いておりましたが、余りにも突然の訃報は、耳を疑うばかりでありました。副議長就任以来わずか八カ月、副議長御本人の無念さはもとより、御家族の方々のお悲しみ、地元の方々のお嘆きは申すに及ばず、同僚議員としてまことに哀切悲痛の限りであります。

私は、ここに、皆様のお許しをいただき、議員一同を代表し、故小野明副議長の御功績をしのび、謹んで哀悼の言葉をささげたいと思ひます。

小野副議長、君は、大正九年四月、福岡県北九州市小倉区に生をうけ、小倉師範学校に学ばれました。昭和十五年、卒業とともに門司市立小森江東尋常高等小学校の教諭として教壇に立たれ、自來十九年間、学校教育に専念され、多くの生徒に慕われて將來を嘱望されたのであります。

しかし、戦後の日本の民主化の流れは、若い情熱と正義感に燃えた君を見捨ててはおかず、労働運動の先頭に立たしめ、昭和三十二年には福岡県教職員組合執行委員長の要職につかれ、教職員地位向上のための中心的指導者となられたのであります。時に君は新進鋭の三十七歳。そして、昭和三十四年九月には福岡県労働組合総評議会議長として、組合員の信望を一身に集め、いわゆる三池闘争では卓越した手腕を発揮され、労働界に大きな足跡を残されたのであります。

また、この間、福岡県労働者教育審議会委員、社会福祉審議会委員を長きにわたって務められ、地域の教育、社会問題にも大きく貢献されたのであります。

このように、君は、労働運動の重鎮として国内各般の分野にわたり活躍されるだけでなく、各国の政治、経済、教育事情等を視察して視野を広げ、また、日中友好協会福岡県連合会副会長として日中友好に貢献されるなど、輝かしい業績を数々残されたのであります。

昭和四十年、既に労働界に確固たる地歩を築かれていた君は、第七回通常選挙に、推されて福岡地方区から立候補して見事に当選され、政界への第一歩を踏み出したのであります。以来、今日まで五回連続して当選の榮譽を与えられ、二十五年の長きにわたって本院議員として活躍されたのであります。

その間の活躍はまことに目覚ましいものがありました。国会にあつては、建設委員長、交通安全対策特別委員長を初め、内閣、外務、文教の各常任委員会、産業・資源エネルギー調査会の理事として委員会の運営に携わる一方、一貫して真摯かつ熱心に審議に当たられました。

教育問題については、長年の研さんと実践を通じて休得された豊富な知識と卓越した識見に基づき、現実を見詰め、現実の中から問題を的確に把握して論議を展開され、丹念な質疑を通じて多くの成果を上げられました。

また、流動する国際情勢の推移に伴って派生するもろもろの問題をとらえ、特に、第十八富士山丸問題に関しては、政治的側面のみならず、人道的見地からその早期解決を政府に強く要請するとともに、みずからも朝鮮労働党幹部に親書を寄せ、その解決に努力を惜しまなかったのであります。このような君の努力に政府から敬意と謝意が述べられたことは記憶に新しいところであります。

この問題が今日なお円満解決に至っていないことは、君もさぞ心残りであつたと推察するのであります。近い将来、必ずや君の御遺志が実現されることと確信いたしております。

君は、日本社会党での党活動におきましても、文字どおり与野党伯仲という当時の本院の政治情勢のもとにおいて、与野党の対話が必要とされたとき、日本社会党参議院国会対策委員長、同議員会長として、本院がその本来の機能を發揮するよう腐心されました。このときはど君の政治家として

の面目が躍如としてあらわれたときはなかつたのではないかと思われてなりません。

さらに、君は、日本社会党中央執行副委員長の要職につかれ、党が委員長長の選出に苦悩していたとき、土井委員長擁立に積極的に動かれ、今日の土井ブームを生んだ原動力となつたと承つております。

昨年七月の第十五回通常選挙に当たり、君は、第三次の公認候補となり、銅メダルだと比喩されておられたようではありますが、七十一万二千票を越す圧倒的な支持を得て、金メダルで見事当選を果たされ、八月には第十九代本院副議長に推挙されました。

本年一月には、副議長として初めてスペインを公式訪問され、お元気で帰国された後、去る二月二十七日、永年在職の表彰を受けられました。

その際、私は、議員一同を代表して、この壇上でお祝いの言葉を申し述べたのでありますが、時経ずして、本日この同じ壇上で君に追悼の言葉を述べなければならぬことはまことに痛恨のきわみであり、改めて政治家の生活の厳しさと人の世の無常を思い知らされるところであります。

君は、強い正義感にあふれ、身を持つこと清廉、刃幅を飾らず、信ずる道を一筋に進進する信念の人でありました。しかも、何の気負いもなく、独特の風格を持つておられ、政治家小野明の面目と魅力でありました。

現下、我が国は内外ともに極めて重要な時期に当り、政治に対する国民の関心が大きく高まつております。君は、参議院の権威を高め、新しい局面を迎えた本院の円滑公正な運営と議会制民主主義の発展のために努力したいと抱負を述べておられました。志半ばにして幽明境を異にされた君の心中の無念さは察するに余りあるものがあります。

私も、君の御遺志を受け継ぎ、本院の運営を一層好ましい確かなものに育てていくことを誓います。

い、ただひたすらに在天のみたまの安らかにお休みくだることをお祈りするばかりであります。ここに、謹んで君が生前の御功績をたたえ、その豊かな人となりをしるひ、心から哀悼の誠をささげ、追悼の言葉といたします。

○議長(土屋義彦君) この際、お語りいたしました。余久八重子君から海外旅行のため九日間、広中和歌子君から海外旅行のため十三日間、それぞれ請暇の申し出がございました。

いづれも許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。よつて、いづれも許可することに決しました。

○議長(土屋義彦君) 日程第二 千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事会決議によつて承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件

日程第三 千九百八十九年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件

以上両件を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長山東昭子君。

審査報告書

千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事会決議によつて承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件

平成二年四月二十四日

外務委員長 山東 昭子  
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
国際コーヒー理事会によつて決議された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の二年間の延長は、コーヒーに関する国際協力を継続するとともに、国際コーヒー理事会における新たな協定の交渉のために時間的余裕を与えることを主たる目的とするものであり、我が国が同協定の有効期間の延長を受諾することは、開発途上にあるコーヒー生産国の経済発展に引き続き協力する等の見地から、妥当な措置と認めらる。

一、費用  
国際コーヒー機関分担金として、平成二年度予算に二千四百九十八万九千円が計上されている。

千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事会決議によつて承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件

右  
国会に提出する。  
平成二年四月十三日  
内閣総理大臣 海部 俊樹

千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事会決議によつて承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件

千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事会決議によつて承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件

千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事会決議によつて承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件

千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事会決議によつて承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件

千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事会決議によつて承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件

平成二年四月二十五日 参議院會議録第九号

日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

千九百八十九年七月三日に國際コーヒー理事會決議によつて承認された千九百八十三年の國際コーヒー協定の有効期間の延長の件外一件

千九百八十九年七月三日に國際コーヒー理事會決議によつて承認された千九百八十三年の國際コーヒー協定の有効期間の延長の件外一件

1 千九百八十三年の國際コーヒー協定の有効期間の延長は、千九百八十九年九月三十日まで二年間延長される。  
2 1の規定により有効期間の延長がされた千九百八十三年の國際コーヒー協定は、千九百八十三年の國際コーヒー協定の締結国政府であつて千九百八十九年九月三十日まで國際連合事務局長に対し有効期間の延長を受諾する旨の通告を行つたもので、効力を有する。ただし、同日までに加盟輸出国の票の過半数を有する二十以上の加盟輸出国及び加盟輸入国の票の過半数を有する十以上の加盟輸入国を代表する締結国政府が有効期間の延長を受諾する旨の通告を行つたことを条件とする。この2の規定の適用上加盟輸出国及び加盟輸入国に対し千九百八十九年九月三十日現在の票が配分される。その通告は、元首、政府の長若しくは外務大臣により署名されるものとし、又はこれらの者のいずれかにより署名された全權委任状に基づいて行われる。國際機關の場合には、その通告は、当該國際機關の規則に従つて正当に権限を与えられた代表者により署名されるものとし、又はこのような代表者により署名された全權委任状に基づいて行われる。

百八十三年の國際コーヒー協定を暫定的に適用することを約束する旨の締結国政府の通告であつて國際連合事務局長が千九百八十九年九月三十日までに受領するものは、有効期間の延長を受諾する旨の通告と同等の効力を有する。当該締結国政府は、加盟国の有するすべての権利を有し、かつ、すべての義務を負う。もつとも、國際連合事務局長が千九百九十年三月三十一日又は國際コーヒー理事會の決定する同日よりも遅い日までに当該締結国政府から有効期間の延長を受諾する旨の通告を受領しなかつた場合には、当該締結国政府は、同年三月三十一日又は当該同日よりも遅い日に有効期間の延長がされた協定への参加を終止する。  
4 千九百八十三年の國際コーヒー協定の締結国政府は、2及び3に規定する受諾の通告を行わなかつた場合には、有効期間の延長がされた協定に基づきすべての義務を千九百八十九年十月一日に遡及して履行することを加入書の寄託の際に約束することを条件として、千九百九十年三月三十一日又は國際コーヒー理事會の決定する同日よりも遅い日まで有効期間の延長がされた協定に加入することができる。  
5 理事會の會期は、千九百八十三年の國際コーヒー協定の有効期間の延長に関する2及び3の規定に基づいて締結国政府がとつた措置を考慮して加盟状況を検討し及び次の事項について決定するため千九百八十九年十月二日から六日まで招集される。  
(a) 現行の協定の有効期間の延長のための要件が満たされた場合には、千九百八十九年千九百九十年千九百九十年度における有効期間の延長

がされた協定の運用  
(b) 現行の協定の有効期間の延長のための要件が満たされなかつた場合には、  
(i) 2及び3に規定する通告を行つた締結国政府の間で現行の協定が効力を有する状態を継続させることの可否及び継続させる場合には國際コーヒー機關を引き続き運営するための条件又は  
(ii) 第六十八條(4)の規定に基づいて國際コーヒー機關の清算を行うための措置をとることの可否  
6 事務局長は、この決議を國際連合事務局長に傳達する。  
審査報告書  
千九百八十九年のジュート及びジュート製品に関する國際協定の締結について承認を求めらるの件  
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決し、よつて要領書を添えて報告する。  
平成二年四月二十四日  
外務委員長 山東 昭子  
参議院議長 土屋 義彦殿  
要領書  
一、委員會の決定の理由  
この協定は、現行の千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する國際協定に代わるものであつて、輸出国と輸入国との間の協力によりジュート及びジュート製品の國際貿易の拡大及び多様化を図ることを主たる目的とするものであり、我が国がこの協定を締結すること

は、輸入国である我が国にとつて有益であるとともに、開發途上にあるジュート及びジュート製品の輸出の經濟發展に資するとの見地から、妥當な措置と認めらる。  
一、費用  
平成二年度予算に、國際ジュート機關分担金として三百九十九万九千円が、國際ジュート機關提出金として千七百万円が、それぞれ計上されてゐる。  
千九百八十九年のジュート及びジュート製品に関する國際協定の締結について承認を求めらるの件  
右  
国会に提出する。  
平成二年四月十三日  
内閣総理大臣 海部 俊樹  
千九百八十九年のジュート及びジュート製品に関する國際協定の締結について承認を求めらるの件  
千九百八十九年のジュート及びジュート製品に関する國際協定の締結に基づき、国会の承認を求めらる。  
千九百八十九年のジュート及びジュート製品に関する國際協定  
前文  
この協定の締結国は、

新たな国際経済秩序の確立に関する宣言及び新  
たな国際経済秩序の確立のための行動計画(注1)  
を想起し、

国際連合貿易開発会議がその第四回会期、第五  
回会期及び第六回会期においてそれぞれ採択した  
一次産品総合計画に関する決議第九十三号(第四  
回会期)、第二百二十四号(第五回会期)及び第百五  
十五号(第六回会期)並びに国際連合貿易開発会議  
(第七回会期)最終議定書第二章B節を想起し、  
更に、後発開発途上国のための千九百八十年代  
における新たな実質行動計画、特に同計画第八十  
二項(注2)を想起し、

ジュネーブ及びジュネーブ製品が多数の開発途上輸  
出国の経済にとって重要であることを認め、

ジュネーブ及びジュネーブ製品が直面している問題  
の解決を見いだすための緊密な国際協力が、輸出  
国の経済発展を助長し及び輸出国と輸入国との間  
の経済協力を強化することとなることを考慮し、  
千九百八十二年のジュネーブ及びジュネーブ製品に  
関する国際協定が輸出国と輸入国との間のそのよ  
うな協力のために重要な貢献をしたことを考慮し  
て、

次のとおり協定した。

注1 千九百七十四年五月一日の国際連合総会  
決議第三千二百一十一号(第六回特別会期)及び  
第三千二百一十二号(第六回特別会期)

注2 後発開発途上国に関する国際連合会議報  
告(国際連合刊行物、販売番号E.82.1)

I.八)第一部A節参照

第一章 目的

第一条 目的

1 千九百八十九年のジュネーブ及びジュネーブ製品

平成二年四月二十五日 参議院会議録第九号

千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事會決議によって承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の  
受諾について承認を求めるとの件外一件

千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事會決議によって承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の  
受諾について承認を求めるとの件外一件

- (a) ジュネーブ経済の発展に関し、加盟輸出国と  
加盟輸入国との間の協力及び協議のための効  
果的な枠組みを提供すること。
- (b) ジュネーブ及びジュネーブ製品の国際貿易の拡  
大及び多様化を促進すること。
- (c) ジュネーブ市場の構造上の状況を改善するこ  
と。
- (d) 機関の活動において、特に、天然の産物と  
してのジュネーブの利用がもたらす有益な影響  
につき周知を図ることにより、環境上の側面  
に妥当な考慮を払うこと。
- (e) ジュネーブ及びジュネーブ製品の競争力を高め  
ること。
- (f) ジュネーブ及びジュネーブ製品の現在の市場を  
維持し、拡大し及びその新たな市場を開発す  
ること。
- (g) 国際ジュネーブ市場のより一層の明瞭性を確  
保するため市場情報を改善すること。
- (h) ジュネーブの需要を増大させるため、新しい  
ジュネーブ製品を含むジュネーブの新たな用途を  
開発すること。
- (i) 加盟輸出国及び加盟輸入国の双方における

- ジュネーブ及びジュネーブ製品の加工の増進及び  
加工度の向上を奨励すること。
- (j) 加盟輸出国及び加盟輸入国の利益を図るた  
め、ジュネーブの生産を、特に、その単位面積  
当たり生産量及びその品質を向上させること  
を目的として、発展させること。
- (k) ジュネーブ製品の生産を、特に、その品質を  
向上させ及びその生産費を引き下げることが  
目的として、発展させること。
- (l) ジュネーブ及びジュネーブ製品の生産量、輸出  
量及び輸入量を、世界の需要及び供給の要請  
を満たすように増大させること。

- 2 1に定める目的は、特に、次の方法により達  
成する。
- (a) 研究及び開発、市場の拡充並びに費用の削  
減に関する事業(人的資源の開発に関するも  
のを含む)の実施
- (b) ジュネーブ及びジュネーブ製品に関する情報  
(市場に関する情報を含む)の取りまとめ及  
び配布
- (c) ジュネーブ及びジュネーブ製品に関する重要事  
項(例えば、価格及び供給の安定化並びに合  
成品及び代替品との競争の問題)の検討
- (d) 世界のジュネーブ経済の短期及び長期の問題  
に関する動向の研究の実施

第二章 定義

第二条 定義

- (1) この協定の適用上、  
「ジュネーブ」とは、黄麻、ケナフ及び他のこれ  
らと同種の繊維をいい、ウレナ・ロバタ、アフ  
ティロン・アヴィケンナエ及びケファフロネマ・  
ポリニアンドルムを含む。
- (2) 「ジュネーブ製品」とは、全部若しくはほとんど  
全部がジュネーブから作られる製品又は重量的に  
ジュネーブが最大の割合を占める製品をいう。
- (3) 「加盟国」とは、この協定に暫定的又は確定的  
に拘束されることに同意した政府又は第五条に  
規定する政府間機関をいう。
- (4) 「加盟輸出国」とは、ジュネーブ及びジュネーブ製  
品の輸出量が輸入量を上回る加盟国で加盟輸出  
国であると宣言したものをいう。
- (5) 「加盟輸入国」とは、ジュネーブ及びジュネーブ製  
品の輸入量が輸出量を上回る加盟国で加盟輸入  
国であると宣言したものをいう。
- (6) 「機関」とは、次条に規定する国際ジュネーブ機  
関をいう。
- (7) 「理事会」とは、第六条の規定により設置され  
る国際ジュネーブ理事会をいう。
- (8) 「特別多数票」とは、出席しかつ投票する加盟  
輸出国の投票する票の三分の二以上の票及び出席  
しかつ投票する加盟輸入国の投票する票の三分の  
二以上の票(それぞれ別個に計算する。)をい  
う。ただし、加盟輸出国の過半数及び出席しか  
つ投票する四以上の加盟輸入国がこれらの数の  
票を投することを条件とする。
- (9) 「区分ごとの単純過半数票」とは、出席しかつ  
投票する加盟輸出国の投票する票の過半数の票及  
び出席しかつ投票する加盟輸入国の投票する票の  
過半数の票(それぞれ別個に計算する。)をいう。  
ただし、加盟輸出国について要求される過半数  
の票は、出席しかつ投票する加盟輸出国の過半  
数が投票するものでなければならない。
- (10) 「会計年度」とは、七月一日から六月三十日ま  
での期間をいう。

(1) 「ジュート年度」とは、七月一日から六月三十日までの期間をいう。

(2) 「接受政府」とは、機関の本部が置かれている国の政府をいう。

(3) 「ジュートの輸出」又は「ジュート製品の輸出」とは、ジュート又はジュート製品がいずれかの加盟国の関税地域から外へ出ることを行い、「ジュートの輸入」又は「ジュート製品の輸入」とは、ジュート又はジュート製品がいずれかの加盟国の関税地域の内に入ることを行う。ただし、これらの定義の適用上、二以上の関税地域から成る加盟国については、関税地域は、当該加盟国の関税地域全体をいう。

(4) 「自由利用可能通貨」とは、ドイツ・マルク、フランス・フラン、日本円、スターリング・ポンド、合衆国ドルその他国際取引上の支払を行うため現に広範に使用され、かつ、主要な為替市場において広範に取引されている通貨として、能力を有する国際通貨機関が随時指定する通貨をいう。

第三章 組織及び運営

第三条 国際ジュート機関の本部、構成及び存続

1 千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定によつて設立された国際ジュート機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続する。

2 機関は、常設機関としての国際ジュート理事会及び事業委員会並びに事務局長及び職員によつてその機能を営む。理事会は、特別多数票による議決で、特定の目的のために特定の権限

を有する委員会及び作業部会を設置することができる。

3 機関の本部は、パングラデシュのダッカに置く。

4 機関の本部は、常に、加盟国の領域に置く。

第四条 機関の加盟国

1 機関の加盟国の区分は、次のとおりとする。

- (a) 加盟輸出国
- (b) 加盟輸入国

2 加盟国は、理事会の定める条件に従つて加盟輸出国又は加盟輸入国としての区分を変更することが出来る。

第五条 政府間機関の加盟

1 この協定において「政府」というときは、欧州経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任を有するその他の政府間機関を含む。したがつて、この協定において、署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入というときは、そのような政府間機関については、政府間機関による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入を含む。

2 1の政府間機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、第十条の規定により当該政府間機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票を投ずる。この場合には、当該政府間機関の構成国は、各自の投票権を行使することができない。

第四章 国際ジュート理事会

第六条 国際ジュート理事会の構成

1 機関の最高機関は、国際ジュート理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。

2 加盟国は、理事会において一人の代表により代表されるものとし、また、理事会の会期に出席する代表代理及び顧問を指名することが出来る。

3 一人の代表代理は、代表が不在である間又は特別な場合において代表に代わつて行動し及び投票する権限を与えられる。

第七条 理事会の権限及び任務

1 理事会は、この協定の実施のために必要なすべての権限を行使し及びその実施のために必要なすべての任務を遂行し又はこれらの任務の遂行のための措置をとる。

2 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の実施のために必要な、かつ、この協定に適合する規則（理事会の手続規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む。）を採択する。勘定の資金の収入及び支出を規律する。理事会は、その手続規則において、会合することなく特定の事項について決定を行うための手続を定めることができる。

3 理事会は、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録を保管する。

第八条 理事会の議長及び副議長

1 理事会は、各ジュート年度につき、議長及び副議長各一人を選出する。議長及び副議長は、機関から報酬を受けない。

2 議長及び副議長のいずれか一方は加盟輸出国の代表のうちから、他方は加盟輸入国の代表のうちから選出される。これらの職は、両区分の加盟国に毎年交互に振り当てる。ただし、例外的な事態において、理事会が特別多数票による

議決で決定する場合には、議長若しくは副議長又は双方の再選を妨げるものではない。

3 議長が一時的に欠けた場合には、副議長が議長の職を代行する。議長及び副議長の双方が一時的に欠けた場合又は議長及び副議長の一方若しくは双方が恒久的に欠けることとなった場合には、理事会は、場合に依つて、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうち該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、一時的又は恒久的にその職を行う新規の役員を選出することができる。

第九条 理事会の会期

1 理事会は、原則として、各ジュート年度の半期ごとに一回、通常会期を開催する。

2 理事会は、その決定するとき又は次のいずれかによる要請があるときは、特別会期を開催する。

- (a) 事務局長（理事会の議長の同意を得た場合）
- (b) 過半数の加盟輸出国又は過半数の加盟輸入国
- (c) 五百票以上の票を有する加盟国

3 会期は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催する。加盟国の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合には、当該加盟国は、本部以外の場所で会議を開催することに生ずる追加の費用を支弁し、かつ、同様の国際会議のために与える特権及び免除と同等のものを与える。

4 会期の通知及び会期における議題は、その中に言及される文書とともに少なくとも三十日前に事務局長が加盟国に送付する。ただし、緊急

の場合には、通知は、少なくとも七日前に送付する。

第十条 票の配分

1 加盟輸出国及び加盟輸入国は、それぞれ総体として、千票ずつを有する。

2 加盟輸出国の票は、次のとおり配分する。百五十票は、すべての加盟輸出国の間で平等に配分するものとし、端数を生ずる場合には、直近の整数となるように整理する。残余の票は、直前の三ジュート年度における各加盟輸出国のジュート及びジュート製品の純輸出量の平均に比例して配分する。ただし、いずれの加盟輸出国の票数も、四百五十を超えてはならない。四百五十を超える部分の票は、二百五十未満の票を有するすべての加盟輸出国にそれぞれの貿易量に比例して配分する。

3 加盟輸入国の票は、次のとおり配分する。いずれの加盟輸入国も、五を限度とする基本票を有する。ただし、基本票の合計は、百五十を超えてはならない。残余の票は、票の配分が行われる暦年の四暦年前の年以後の三年間における各加盟輸入国のジュート及びジュート製品の純輸入量の年平均に比例して配分する。

4 理事会は、各会計年度の第一回会期の開始に、この条の定めるところにより当該会計年度について票を配分する。配分は、5に定める場合を除くほか、当該会計年度の残余の期間効力を有する。

5 機関の加盟国の構成に変動がある場合又は加盟国の投票権がこの協定の定めるところにより停止され若しくは回復される場合には、理事会は、この条の定めるところにより、影響を受け

る加盟国の区分内で票を再配分する。理事会は、票の再配分が効力を生ずる日を決定する。

6 票数は、一未満の端数を伴ってはならない。7 票数を直近の整数に整理するため、〇・五未満の端数は切り捨て、〇・五以上の端数は切り上げる。

第十一条 理事会の投票手続

1 加盟国は、自国の有するすべての票を投する権利を有するが、投票に当たり票を分割してはならない。もつとも、2の規定により委託された票については、加盟国は、自国の有する票と別個に投することができる。

2 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会合又は会期において自国の利益を代表し及び自国の票を投することを委任することができる。

3 他の加盟国が前条の規定により有する票を投することを当該他の加盟国から委任された加盟国は、当該他の加盟国の指示に従って当該票を投する。

4 加盟国は、棄権したときは、投票しなかったものとみなす。

第十二条 理事会の決定及び勧告

1 理事会は、意見の一致によって、すべての決定及び勧告を行うよう努める。意見の一致が得られない場合には、理事会のすべての決定及び勧告は、この協定が特別多数票による議決で行うことを定めている場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決で行う。

2 加盟国が前条2の規定を適用して理事会の会

合において投票した場合には、当該加盟国は、1の規定の適用上、出席しかつ投票したものとみなす。

3 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定に適合したものでなければならぬ。

第十三条 理事会の定足数

1 理事会のいかなる会合においても、過半数の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有するもの及び過半数の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならない。

2 理事会の会合の日として予定された日及びその翌日において1に定める定足数が得られない場合には、三日目以降の会合においては、過半数の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の過半数を有するもの及び過半数の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の過半数を有するものが出席していなければならない。

3 第十一条2の規定に基づいて代表されている加盟国は、出席しているものとみなす。

第十四条 他の機関との協力

1 理事会は、国際連合、その専門機関(例えば、国際連合食糧農業機関(FAO)及び国際連合同工業開発機関(UNIDO)及びその補助機関(例えば、国際連合貿易開発会議UNCTAD)、国際連合開発計画(UNDP)、国際貿易センター(ITC)及び国際連合環境計画(UNEP))並びに他の適当な政府間機関及び非政府機関との協議又は協力のため、適当なすべての措置をとる。

2 機関は、この協定の目的を達成するための努力の重複を避け、活動の補完性及び効率を高め

るため、可能な最大限の範囲において、1に規定する機関の便宜、役務及び専門的知識を利用する。

3 理事会は、国際商品貿易の分野における国際連合貿易開発会議の特別な役割を考慮して、適当な場合には、自己の活動及び業務計画について同会議に通報する。

第十五条 オブザーバーの参加

理事会は、非加盟国に対し又はジュート及びジュート製品の国際貿易若しくはジュート産業に関連する前条に規定する諸機関に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

第十六条 事務局長及び職員

1 理事会は、特別多数票による議決で、事務局長を任命する。

2 事務局長の任用の条件は、理事会の手続規則に従って定める。

3 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、理事会の決定に従ってこの協定を運用し及び実施することにつき、理事会に対して責任を負う。

4 事務局長は、理事会の定める規則に従って職員を任命する。理事会は、特別多数票による議決で、事務局長が任命することのできる行政職員、専門職員及び一般的な役務職員の数を決定する。その数の変更は、特別多数票による議決で、理事会が決定する。職員は、事務局長に対して責任を負う。

5 事務局長及び職員は、ジュート産業、ジュートの取引その他ジュートに関係する商業活動に

つきいかなる金銭上の利害関係も有してはならない。

6 事務局長及び職員は、任務の遂行に当たり、いかなる加盟国にも又は機関以外のいかなる当局にも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。事務局長及び職員は、理事会に対して最終的に責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も差し控える。加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性格を尊重するものとし、これらの者に対してその責任の遂行について影響を及ぼそうとはならない。

第五章 特権及び免除

第十七条 特権及び免除

1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。

2 機関は、接受政府(機関の本部が現に置かれているパングラデシユ政府)との間の本部協定の下の引き続きその機能を営む。接受政府との間の本部協定は、機関並びに事務局長、職員及び専門家並びに加盟国の代表団の地位、特権及び免除その他の事項であつてその任務の遂行のため通常必要とされるものに関するものとする。

3 機関の本部が他の加盟国に移転する場合に於ては、当該他の加盟国は、理事会が承認する本部協定を機関とできる限り速やかに締結する。

4 機関は、3に規定する本部協定が締結されるまでの間、機関がその被用者に支払う報酬及び機関の資産、収入その他の財産に対する課税を

接受政府の国の法令の範囲内で免除するよう接受政府に要請する。

5 機関は、この協定を適正に機能させるために必要な特権及び免除に関する取極で理事会が承認するものを他の国と締結することができる。本部協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

- (a) 接受政府と機関との間で合意する場合
- (b) 機関の本部が接受政府の国から移転する場合
- (c) 機関が存在しなくなる場合

第六章 会計

第十八条 勘定

1 機関に、次の二の勘定を置く。

- (a) 運営勘定
- (b) 特別勘定

2 事務局長は、これらの勘定の管理につき責任を負う。理事会は、必要な手続規則を作成する。

第十九条 支払の形式

1 運営勘定に対する分担金は、自由利用可能通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。

2 特別勘定に対する拠出金は、自由利用可能通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。

3 理事会は、また、特別勘定に対する拠出については、承認された事業の要件を満たすような拠出であつて拠出金以外のもの(科学的及び技術的機材並びに人材の提供を含む。)を受け入れることを決定することができる。

第二十条 会計の検査及び公表  
1 理事会は、帳簿の会計検査のため、会計検査専門家を指名する。

2 1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行った運営勘定及び特別勘定の決算書は、各ジェトロ年度の終了の後できるだけ速やかに、遅くとも六箇月以内に、加盟国が利用することができるようにするものとし、その後開催される最初の会期において理事会が適宜検討し、承認する。会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概要は、その後公表する。

第二十一条 運営勘定

1 この協定の運用に要する費用は、運営勘定に記帳するものとし、3から5までに定めるところによりその額が決定されかつ各加盟国の憲法上又は制度上の手続に従つて支払われる年次分担金により、支弁する。

2 理事会、事業委員会その他第三条2に規定する委員会及び作業部会に出席する代表団の費用は、関係加盟国が支弁する。加盟国が機関からの特別の役務を要請する場合には、理事会は、当該加盟国に対し当該役務に要する費用の負担を要求する。

3 理事会は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

4 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算の承認される時点におけるすべての加盟国の票数の合計に対する当該加盟国の票数の割合に比例するものとする。分担金の額の決定に当たっては、各加

盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止及びこれによつて生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

5 この協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時における会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度分の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

6 運営予算に係る分担金の支払の義務は、各会計年度の初日に生ずる。いずれかの会計年度中に機関に加盟した加盟国の当該会計年度に係る分担金の支払の義務は、加盟国となつた日に生ずる。

7 加盟国が6の規定による分担金の支払の義務の生じた日の後四箇月以内に運営予算に係る分担金の全額を支払っていない場合には、事務局長は、当該加盟国に対して速やかに支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月以内に当該加盟国がその分担金を支払っていない場合には、当該加盟国は、支払うことができない理由の説明を要請される。分担金の支払の義務の生じた日から七箇月を経過した時においても当該加盟国がなお分担金を支払っていない場合には、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、分担金の全額が支払われる時まで、当該加盟国の投票権は停止され、また、支払が遅れた分担金につき接受国の中央銀行の利率で利子が徴収される。

8 加盟国は、7の規定により権利を停止された場合においても、引き続き、特に分担金を支払う責任を負う。



9 いずれかの年度の運営予算の使用残額は、当初割り当てられたものと同様の比率で加盟国政府に配分され、翌年度の分担金から控除される。

第二十二条 特別勘定

1 特別勘定の下に、次の二の勘定を置く。

(a) 準備事業勘定

(b) 事業勘定

2 準備事業勘定から事業に対して支出されたすべての経費は、当該事業がその後理事会で承認されかつそのための資金が確保された場合には、事業勘定から償還される。この協定の効力発生から六箇月以内に理事会に対して準備事業勘定のための資金が提供されない場合には、理事会は、状況を検討し、適当な措置をとる。

3 特定の事業に対するものとして受領されたすべての収入は、特別勘定に記帳する。当該特定の事業に係るすべての費用(コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む)は、特別勘定から支弁する。

4 特別勘定のための資金は、次のものから調達することができる。

(a) 一次産品のための共通基金の第二勘定

(b) 地域金融機関及び国際金融機関、すなわち、国際連合開発計画、世界銀行、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行等

(c) 任意拠出

5 加盟国が任意に借入れについてのすべての義務及び責任を負う場合には、理事会は、適当なときは、特別多数票による議決で、当該借入れによって資金が調達される事業を支援するため条件を定める。機関は、当該借入れについて

いかなる義務も負わない。

6 理事会は、承認された事業の資金調達のための借入れを行いかつ当該借入れに関するすべての義務を負う主体を、当該主体(加盟国を含む)の同意を得て、指名し及び推薦することができる。この場合において、機関は、資金の使用を監督し及び資金が供与された事業の実施を監視する権利を留保する。もっとも、機関は、個々の加盟国その他の主体が与える保証について責任を負わない。

7 いずれの加盟国も、事業に関する他の加盟国又は主体による借入れ又は貸付けから生ずる責任について機関の加盟国であるという理由により責任を負うものではない。

8 用途が特定されていない任意の資金が機関に提供される場合には、理事会は、当該資金を受領することができる。当該資金は、準備事業及び承認された事業のために使用することができる。

9 事務局長は、理事会の定める条件で、理事会によって承認された事業のための適当かつ確実な資金の調達に努める。

10 特別勘定の資金は、承認された事業又は準備事業にのみ使用する。

11 特定の承認された事業のための拠出は、理事会が拠出者との合意により別段の決定を行わない限り、当初に拠出の対象とされた特定の事業のためにのみ使用する。機関は、拠出者が別段の合意を行わない限り、事業の完了後において、当該事業のために当初提供された拠出の総計に対する各拠出者の拠出の割合に比例して残余の資金を各拠出者に返済する。

12 理事会は、適宜、特別勘定の資金調達について検討することができる。

第七章 一次産品のための共通基金との関係

第二十三条 一次産品のための共通基金との関係

機関は、一次産品のための共通基金を設立する協定において定められた原則に従い、一次産品のための共通基金の制度(適当な場合には、共通基金と相互に受け入れることのできる協定の締結を含む)を十分に利用する。

第八章 事業活動の実施

第二十四条 事業

1 理事会は、第一条の目的を達成するため、継続的にかつ第十四条1の規定に従い、研究及び開発の分野、市場の拡充の分野並びに費用の削減の分野における事業(人的資源の開発に関するものを含む)並びに理事会が承認した他の関連する事業を選別し、これらの事業の準備及び実施のための措置をとり、並びにその効果を確実なものとするためこれらの事業の実施を監視し、監督し、及び評価する。

2 事務局長は、1に規定する事業の計画案を事業委員会に提出する。当該計画案は、これを検討する事業委員会の会期の少なくとも二箇月前にすべての加盟国に配布する。事業委員会は、当該計画案に基づいていずれの準備事業を実施するかを決定する。事務局長は、決定された準備事業について、理事会の採択する規則に従って手配を行う。

3 準備事業によって得られた結果(詳細な費用、予想される利益、期間、実施の場所及び適格性

のある実施機関についての事項を含む)は、事務局長が、当該結果を検討する事業委員会の会期の少なくとも二箇月前にすべての加盟国に配布した後、事業委員会に提出する。

4 事業委員会は、準備事業によって得られた結果を検討し、理事会に対し事業についての勧告を行う。

5 理事会は、勧告を検討し、特別多数票による議決で、第二十二條及び第二十八條の規定により、提案された事業の資金調達について決定する。

6 理事会は、事業の優先順位を決定する。

7 理事会は、加盟国の領域における事業を承認する前に当該加盟国の同意を得る。

8 理事会は、特別多数票による議決で、事業に対する支援を打ち切ることができる。

第二十五条 研究及び開発

研究及び開発に関する事業は、特に、次の目的を有するものとする。

(a) 農業生産性及び繊維品質の改善

(b) 既存の及び新たな製品の製造工程の改善

(c) 新たな用途の発見及び既存の製品の改善

(d) ジェット及びジェット製品の加工の増進及び加工度の向上の奨励

第二十六条 市場の拡充

市場の拡充に関する事業は、特に、既存の製品のための市場を維持し、拡大すること及び新たな製品のための市場を発見することを目的とするものとする。

第二十七条 費用の削減

費用の削減に関する事業は、特に、適当な場合には、農業生産性及び繊維品質に関する工程及び

技術を改善すること、ジュート加工工業における労働、原材料及び資本に係る費用に関する工程及び技術を改善すること並びにジュート経済にとつて現に利用可能で最も効率的な工程及び技術に関する情報を加盟国の利用のために収集し及び管理することを目的とするものとする。

第二十八条 事業の承認の基準

理事会による事業の承認は、次の基準により行ふ。

- (a) 現在又は将来において二以上の加盟国(少なくともその一は、加盟輸出国とする。)に利益をもたらす可能性を有し、かつ、ジュート経済全体にとって有益であること。
- (b) ジュート及びジュート製品の國際貿易の維持又は拡大に關連を有すること。
- (c) 費用に關して短期的又は長期的に有利な經濟的效果を予測させること。
- (d) ジュート及びジュート製品の國際貿易の規模に適合するように計画されていること。
- (e) ジュート及びジュート製品の一般競争力を高め又は市場の見通しを改善する可能性を有すること。

第二十九条 事業委員会

1 この協定により、事業委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、理事会に対して責任を負うものとし、その一般的な指揮の下に活動する。

2 委員会への参加は、すべての加盟国に開放される。委員会の手続規則、票の配分及び投票手続については、理事会の手続規則、票の配分及び投票手続を準用する。委員会は、通常、年二回会合する。ただし、理事会の要請に基づき更に会合することができる。

3 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (a) 第二十四条に規定する事業の計画案を検討し並びに技術的に審査し及び評価すること。
- (b) 準備事業について決定すること。
- (c) 理事会に対し事業について勧告すること。

第九章 ジュート及びジュート製品に関する重要事項の検討

第三十条 安定化、合成品との競争その他の事項の検討

1 理事会は、輸出のためのジュート及びジュート製品の価格及び供給の安定化の問題について、解決策を見いだすことを目的として、引き続き検討を行う。この検討の結果合意された解決策がこの協定に明示的に規定されていない措置をとることを要するものである場合には、第四十二条の規定に基づくこの協定の改正によってのみその措置を実施することができる。

2 理事会は、ジュート及びジュート製品と合成品及び代替品との間の競争に関する事項を検討する。

3 理事会は、ジュート及びジュート製品に関する他の重要事項を引き続き検討するための措置をとる。

第十章 統計、研究及び情報

第三十一条 統計、研究及び情報

1 理事会は、ジュート及びジュート製品に影響を及ぼすすべての要素に関する最新の信頼し得る資料及び情報の入手に資するため、第十四条1に規定する機関との間で適当なすべての措置をとる。機関は、この協定の運用に必要なジュート、ジュート製品、合成品及び代替品の生産、貿易、供給、在庫、消費及び価格に関する統計上の情報を収集し、取りまとめ及び、必要な場合には、公表する。

2 加盟国は、自国の国内法に抵触しない範囲で、統計及び情報を受当な期間内に可能な限り提供する。

3 理事会は、世界のジュート経済の動向並びに短期及び長期の問題に関する研究が行われるよう措置をとる。

4 理事会は、ジュート、ジュート製品、合成品及び代替品を生産し、加工し又は販売する個人又は会社の営業上の秘密を侵すこととなるいかなる情報も公表されないようにする。

5 理事会は、ジュート及びジュート製品に関する広報及び情報提供のために必要と認める措置をとる。

第三十二条 年次報告並びに評価及び検討に関する報告

1 理事会は、各ジュート年度の終了から六箇月以内に、機関の活動及び適当と認める他の情報に関する年次報告を公表する。

2 理事会は、毎年、合成品及び代替品との競争の状況を含む世界のジュート事情及び見通しを評価し及び検討するものとし、その検討の結果を加盟国に通報する。

3 2の検討は、ジュート、ジュート製品、合成品及び代替品の国内生産、在庫、輸出入、消費及び価格に關し加盟国の提供する情報を参考として、また、國際連合の適當な諸機關(國際連合貿易開發會議及び國際連合食糧農業機關を含む。)並びに適當な政府機關及び非政府機關を通じて又は直接に理事会の入手することのできる他の情報を参考として行ふ。

第十一章 雜則

第三十三条 苦情及び紛争

いづれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情及びこの協定の解釈又は適用に關する紛争は、理事会に対し決定のため付託される。当該苦情及び当該紛争に係る事案についての理事会の決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

第三十四条 加盟国の一般的義務

1 加盟国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進するため、また、この協定の目的に反する行動をとらないようにするため、最善の努力を払い、協力する。

2 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束するものとし、決定を制限する効果又は決定に反する効果を有することとなる措置をとることを

差し控えるよう努める。

3 この協定の運用上生ずる加盟国の債務(機関に対するものであるか第三者に対するものであるかを問わない)は、第六章の規定により加盟国が負う資金上の義務の範囲に限定される。

第三十五条 義務の免除

1 理事会は、この協定に明示的に定められていない例外的な若しくは緊急の事態又は不可抗力のため加盟国のこの協定上の義務を免除する必要がある場合において、義務の履行が不可能であることに關する当該加盟国の説明を認めるときは、特別多数票による議決で、当該義務を免除することができる。

2 理事会は、1の規定に基づく加盟国の義務の免除に当たり、義務の免除の条件、期間及び理由を明示する。

第三十六条 特別の救済措置

1 開發途上加盟輸入国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害される場合には、理事会に対し、適當な特別の救済措置をとるよう申請することができる。理事会は、國際連合貿易開發會議決議第九十三号(第四回會期)第三節の3及び4に定めるところにより適當な特別の救済措置をとることを検討する。

2 理事会は、すべての活動において特定の後発開發途上加盟輸出国の要求に対し特に考慮を払う。ただし、他の加盟輸出国の利益を害さないことを条件とする。

第十二章 最終規定

第三十七条 署名、批准、受諾及び承認

1 この協定は、千九百九十年一月一日から十二月三十一日まで、國際連合本部において、千九百八十九年のジュート及びジュート製品に関する國際連合會議に招請された政府による署名のために開放しておく。

2 1に規定する政府は、次のいづれかのことを行うことができる。

- (a) この協定に署名する際に、署名によつてこの協定に拘束されることに同意する旨の宣言を行うこと。

(b) この協定に署名した後、寄託者に批准書、受諾書又は承認書を寄託することによって批准し、受諾し又は承認すること。

第三十八条 寄託者  
国際連合事務総長は、ここに、この協定の寄託者として指名される。

第三十九条 暫定的適用の通告

1 この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によって定められているが加入書を寄託することのできない政府は、この協定が次条の規定に従って効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨をいつでも寄託者に通告することができる。当該政府は、この協定を暫定的に適用する旨を通告する際に、自国が加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれであるかを宣言する。

2 この協定が効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨を1の規定に基づいて通告した政府は、この協定が効力を生ずる日又は当該特定する日から批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託して加盟国となる日までの間、機関の暫定的加盟国としての地位を有する。

第四十条 効力発生

1 この協定は、付表Aに掲げるところにより純輸出量の総計の八十五パーセント以上を有する三以上の国の政府及び付表Bに掲げるところにより純輸入量の総計の六十五パーセント以上を有する二十以上の国の政府が、千九百九十一年一月一日まで又はその後のいずれかの日まで、第三十七条2(a)の規定に基づき署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した場合には、同年一月一日又は当該その後のいずれかの日に協定的に効力を生ずる。

輸出量の総計の八十五パーセント以上を有する三以上の国の政府及び付表Bに掲げるところにより純輸入量の総計の六十五パーセント以上を有する二十以上の国の政府が、千九百九十一年一月一日まで又はその後のいずれかの日まで、第三十七条2(a)の規定に基づき署名し、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託し又は前条の規定に基づきこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した場合に、同年一月一日又は当該その後のいずれかの日に協定的に効力を生ずる。

3 国際連合事務総長は、1又は2に定める効力発生の要件が千九百九十一年一月一日までに満たされなかつた場合には、第三十七条2(a)の規定に基づき署名し、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府が実行可能な最も早い時に会合しこの協定の全部又は一部をこれらの政府の間で暫定的に発効させることを決定するため、これらの政府を招集する。この協定の全部又は一部をこれらの政府の間で暫定的に発効させることを決定した政府は、この3の定めるところによりこの協定が暫定的に効力を生じている間、暫定的加盟国としての地位を有する。これらの政府は、事態を検討するため会合し、この協定をこれらの政府の間で協定的に発効させること、この協定の暫定的効力を有する状態を継続させること又はこの協定を終了させることとを決定することができる。

4 この協定は、この協定の効力発生の後、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府については、その寄託の日に効力を生ずる。

5 事務局長は、この協定の効力発生の後できる限り速やかに、理事会の第一回会期を招集する。

第四十一条 加入

1 この協定は、理事会の定める条件に基づくすべての国の政府による加入のために開放しておく。この条件には、加入書の寄託の期限を含む。もっとも、理事会は、この条件に定める期限までに加入書を寄託することができない政府

に対し、期限の延長を認めることができる。加入は、寄託者に加入書を寄託することによって行ふ。

第四十二条 改正

1 理事会は、特別多数票による議決で、加盟国に対しこの協定の改正を勧告することができる。

2 理事会は、加盟国が寄託者に対して改正の受諾を通告する期限について定める。

3 改正は、三分の二以上の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の八十五パーセント以上を有するもの及び三分の二以上の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の八十五パーセント以上を有するものから寄託者が受諾の通告を受領した後九十日、効力を生ずる。

4 改正の効力発生の要件が満たされた旨を寄託者が理事会に通報した後は、理事会の定める期限内に改正の効力発生までの間、寄託者に対し改正の受諾を通告することができる。

5 加盟国は、改正の効力発生の日までに改正の受諾を通告しなかつた場合には、同日に締約国でなくなる。ただし、憲法上又は制度上の手続を完了することが困難なため改正の効力発生の日までに受諾することができなかった旨の当該加盟国の申立てを理事会が認め、かつ、当該加盟国のために改正の受諾の期限を延長すること、理事会が決定する場合は、この限りでない。当該加盟国は、改正の受諾を通告する時まで改正に拘束されない。

6 改正の効力発生の要件が2の規定に基づいて理事会が定めた期限までに満たされなかつた場合には、改正は、撤回されたものとみなす。

第四十三条 脱退

1 加盟国は、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定の効力発生の後いつでも、この協定から脱退することができる。脱退の通告を行った加盟国は、同時に、その旨を理事会に通報する。

2 脱退は、寄託者が1の通告を受領した後九十日、効力を生ずる。

第四十四条 除名  
理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反してしる認定し、かつ、違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、特別多数票による議決で、当該加盟国をこの協定から除名することができる。理事会は、その旨を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日以後一年で、締約国でなくなる。

第四十五条 脱退する加盟国、除名される加盟国又は改正を受諾することができない加盟国に係る会計上の処理  
1 理事会は、この条の定めるところにより、次の理由により締約国でなくなる加盟国について会計上の処理を行う。

(a) 第四十二条の規定によるこの協定の改正の受諾を行わないこと。

(b) 第四十三条の規定に基づきこの協定から脱退すること。

(c) 前条の規定に基づきこの協定から除名されること。

2 理事会は、締約国でなくなる加盟国が運営勘定に対して支払った分担金の払戻しを行わない。

3 この条の規定により妥当な償還を受けた加盟国は、機関の清算によって得られる収益その他の機関の資産の持分に係る権利を有しない。当該加盟国は、また、償還が行われた後に機関が被るいかなる損失についても責任を負わない。

第四十六条 有効期間、延長及び終了  
1 この協定は、効力発生の日から五年間効力を有する。ただし、理事会が、この条の定めるところにより、特別多数票による議決で、この協定の有効期間を延長し、この協定について再交渉し又はこの協定を終了させることを決定する場合は、この限りでない。

2 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の有効期間を二回(それぞれ二年間)を限度として延長することを決定することができる。

3 1に規定する五年の期間の満了前又は2に規定する延長期間の満了前のいずれかにおいて、この協定に代わる新たな協定についての交渉が

平成二年四月二十五日 参議院會議録第九号

千九百八十九年七月三日に國際コーヒー理事會決議によつて承認された千九百八十三年の國際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めの件外一件 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案

行われたが、その新たな協定が確定的にもまた暫定的にも効力を生じていない場合には、理事會は、特別多数票による議決で、その新たな協定が暫定的又は確定的に効力を生ずる時までこの協定の有効期間を延長することができる。

4 新たな協定に基づいての交渉が行われ、2又は3の規定に基づくこの協定の延長期間内にその新たな協定が効力を生ずる場合には、延長されたこの協定は、その新たな協定が効力を生ずる時に終了する。

5 理事會は、いつでも、特別多数票による議決で、その定める日にこの協定を終了させることを決定することができる。

6 理事會は、この協定の終了の後も、機關の清算(會計上の処理を含む。)を行うため、十八箇月を超えない期間を存続するものとし、当該期間中、特別多数票による清算に関する決定に従つて清算に必要な権限及び任務を有する。

7 理事會は、この条の定めるところにより行われた決定を寄託者に通報する。

第四十七条 留保  
留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、それぞれ明記する日にこの協定に署名した。  
千九百八十九年十一月三日にジュネーブで、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によりこの協定を作成した。

付表A

第四十条の規定の適用のために算定された千九百八十九年のジュネーブ及びジュネーブ製品に関する國際連合會議に参加した国のジュネーブ及びジュネーブ製品の純輸出量の總計に対する各輸出国の純輸出量の百分率

パングラデシ 百分率 六一・五七八

中国 八・六八一  
インド 一八・八六九  
ネパール 一・七〇三  
タイ 九・一六九  
總計 一〇〇・〇〇〇

付表B

第四十条の規定の適用のために算定された千九百八十九年のジュネーブ及びジュネーブ製品に関する國際連合會議に参加した国のジュネーブ及びジュネーブ製品の純輸入量の總計に対する各輸入国及び輸入国群の純輸入量の百分率

アルジェリア 一・四四三  
アルゼンチン 〇・三六三  
オーストラリア 六・九〇五  
オーストリア 〇・一四三  
カナダ 一・三一一  
欧州經濟共同体 二四・〇〇八  
ベルギー・ルクセンブルグ 六・二〇〇  
デンマーク 〇・二四二  
フランス 一・九四九  
ドイツ連邦共和国 三・一八八  
ギリシャ 〇・三三〇  
アイルランド 〇・三六三  
イタリア 一・三九九  
オランダ 二・四三四  
ポルトガル 〇・二七五  
スペイン 一・四二二  
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王國 六・二六七  
エジプト(注) 二・三九〇  
フィンランド 〇・〇七七  
インドネシア 二・二六九  
日本國 六・五四二  
モロッコ 〇・八一五  
ノールウェー 〇・〇五五  
パキスタン 一二・九七四  
フィリピン 〇・〇六六  
アイスランド(注) 一・七九五  
スウェーデン 〇・〇四四

スイス 〇・一九八  
シリア・アラブ共和国 三・九四三  
トルコ 一・七一八  
アメリカ合衆國 一四・〇九七  
ソヴェト社會主義共和國連邦 一七・六一〇  
ユーゴスラヴィア(注) 一・二三四  
總計 一〇〇・〇〇〇

注 この會議に参加しなかつたが、國際ジュネーブ機關の加盟輸入国であるので掲げられた国

〔山東昭子君登壇、拍手〕

○山東昭子君 たいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員會における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一九八三年の國際コーヒー協定の有効期間の延長は、昨年九月三十日に終了することになつては、昨年九月三十日に終了することになつては、一九八三年の國際コーヒー協定の有効期間を二年間延長し、國際コーヒー理事會における新たな協定の交渉のために時間的余裕を与えるとともに、コーヒーに関する國際協力を継続しようとするものです。

次に、一九八九年のジュネーブ協定は、来年一月八日に有効期間が満了することになっている現行の一九八二年のジュネーブ協定にかわるもので、輸出と輸入との協力により、ジュネーブ及びジュネーブ製品の國際貿易の拡大及び多様化を図ることを主たる目的とするものでございます。

委員會におきましては、新たな國際コーヒー協定成立の見通し、ジュネーブ協定が生産国に及ぼす經濟的効果、國際商品協定の現状と我が國の対応等の問題について質疑が行われましたが、詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより両件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。よつて、両件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(土屋義彦君) 日程第四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。社會労働委員長長浜本万三君。

審査報告書

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年四月二十四日 社會労働委員長 浜本 万三 参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員會の決定の理由

本法律案は、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食鳥処理の事業について、その事業を都道府県知事の許可制とする等必要な規制を行うとともに、食鳥検査の制度を設ける等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用  
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するという法の目的にかんがみ、都道府県・保健所設置市における食鳥検査員の充足、食鳥

処理衛生管理者の業務に対する監督の徹底、指定検査機関の充実等により、検査体制の確立に遺漏なきを期すること。

二、法の施行により、中小規模の食鳥処理業者の経済的な負担が過大とならないよう、融資その他の面で十分配慮すること。

三、近年における輸入食品の件数の大幅な増大等に対応し、食品衛生監視員、検査機器の整備等により、検査所における輸入食品の監視体制の充実に努めること。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案

国会に提出する。

平成二年四月十七日

内閣総理大臣 海部 俊樹

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 食鳥処理の事業の許可等(第三条―第十條)
- 第三章 食鳥処理業者の遵守事項(第十一条―第十四條)
- 第四章 食鳥検査等(第十五條―第二十條)
- 第五章 指定検査機関(第二十一条―第三十五条)
- 第六章 雑則(第三十六條―第四十四條)
- 第七章 罰則(第四十五條―第五十一条)

第一章 総則

第一条 この法律は、食鳥処理の事業について衛生上の見地から必要な規制を行うとともに、食

鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食鳥 鶏、あひる、七面鳥その他一般に食用に供する家きんであって政令で定めるものをいう。
- 二 食鳥とたい とさつし、及び羽毛を除去した食鳥であつて、その内臓を摘出する前のものをいう。
- 三 食鳥中抜とたい 食鳥とたいからその内臓を摘出したものをいう。
- 四 食鳥肉等 その内臓を摘出した後の食鳥の内臓、内臓、骨及び皮をいう。
- 五 食鳥処理 次に掲げる行為をいう。

- イ 食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去すること。
- ロ 食鳥とたいの内臓を摘出すること。
- 六 食鳥処理場 食鳥処理を行うために設けられた施設をいう。

第二章 食鳥処理の事業の許可等(食鳥処理の事業の許可)

第三条 食鳥処理の事業を営もうとする者は、食鳥処理場ごとに、当該食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が保健所法(昭和二十二年法律第百一号)第一条の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)の区域にある場合にあつては、当該保健所を設置する市の市長。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第四条 前条の許可を受けようとする者は、その食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 食鳥処理場の名称及び所在地
- 三 処理する食鳥の種類
- 四 食鳥処理場の構造及び設備の概要

第五条 都道府県知事は、第三条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 二 第八条又は第九条の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 三 禁治産者
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

都道府県知事は、第三条の許可の申請に係る食鳥処理場の構造又は設備が厚生省令で定める基準に適合しないと認めるときは、同条の許可をしてはならない。

第六条 第三条の許可を受けた者(以下「食鳥処理業者」という。)は、同条の許可に係る食鳥処理場(以下単に「食鳥処理場」という。)の構造又は設備を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、厚生省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

食鳥処理業者は、第四条第一項第一号から第

三号までに掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の厚生省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第七条 食鳥処理業者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該食鳥処理の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、食鳥処理業者の地位を承継する。

前項の規定により食鳥処理業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

食鳥処理の事業の許可の取消し等

第八条 都道府県知事は、食鳥処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。
- 二 第五条第一項第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。
- 三 第三十六條第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

第九条 都道府県知事は、食鳥処理業者の食鳥処理場が第五条第二項の厚生省令で定める基準に適合しなくなつたときは、その食鳥処理場の整備改善を命じ、若しくはその整備改善を行うまでの間当該食鳥処理場の全部若しくは一部の使用を禁止し、又は第三条の許可を取り消し、若しくは六月以内の期間を定めて当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

第十条 食鳥処理業者は、自己の名義をもって、他人に食鳥処理の事業を営ませてはならない。

第三章 食鳥処理業者の遵守事項

(衛生管理等の基準)

第十一条 食鳥処理業者は、厚生省令で定める基準に従い、食鳥処理場を衛生的に管理し、食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等を衛生的に取り扱い、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

(食鳥処理衛生管理者)

第十二条 食鳥処理業者は、食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理場ごとに、厚生省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者を置かなければならない。

2 食鳥処理衛生管理者は、食鳥処理に關してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われぬように、食鳥処理に従事する者を監督しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食鳥処理衛生管理者となることができない。

一 獣医師

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治二十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者

三 厚生大臣の指定した食鳥処理衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者

四 学校教育法第四十七条に規定する者又は厚生省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に三年以上従事し、かつ、厚生大臣の指定した講習会の課程を修了した者

食鳥処理業者は、食鳥処理衛生管理者を置いたときは、その日から十五日以内に、都道府県

知事に、その食鳥処理衛生管理者の氏名その他厚生省令で定める事項を届け出なければならない。食鳥処理衛生管理者を変更したときも、同様とする。

第十三条 都道府県知事は、食鳥処理衛生管理者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて当該食鳥処理衛生管理者に引き続きその職務を行わせることが適切でないとき、食鳥処理業者に対し、その解任を命ずることができ、

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

二 前条第二項に規定する職務を怠ったとき。

三 第十五条第六項の規定による確認に係る事項が同項の厚生省令で定める基準に適合していなかつたとき。

(休廃止等の届出)

第十四条 食鳥処理業者は、その食鳥処理場を廃止し、休止し、又は休止した食鳥処理場を再開したときは、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第四章 食鳥検査等

(食鳥検査)

第十五条 食鳥処理業者は、食鳥をとさつしうとするときは、その食鳥の生体の状況について都道府県知事が行う検査を受けなければならない。

2 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出しようとするときは、その食鳥とたいの体表の状況について都道府県知事が行う検査(以下「脱羽後検査」という。)を受けなければならない。

3 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出したときは、その内臓及び食鳥中抜とたいの体表の内側面の状況について都道府県知事が行う検査(以下「内臓摘出後検査」という。)を受けなければならない。

4 食鳥処理業者は、その食鳥処理場の構造及び設備が厚生省令で定める要件に適合するとき

は、第二項の規定にかかわらず、内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受けることができる。

5 前項に定めるもののほか、第一項から第三項までに規定する検査(以下「食鳥検査」という。)は、厚生省令で定める方法及び手続により行う。

6 食鳥処理業者が、厚生省令で定めるところにより、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体表の内側面の状況について、第十二条第四項の規定による届出をした食鳥処理衛生管理者に厚生省令で定める基準に適合する旨の確認をさせた場合においては、都道府県知事は、厚生省令で定めるところにより、脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法を簡略化することができる。

(認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥検査の特例)

第十六条 一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第五項の確認に關し、その確認の方法その他厚生省令で定める事項を記載した確認規程を作成し、これを都道府県知事に提出して、その確認規程が厚生省令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けた食鳥処理業者(以下「認定小規模食鳥処理業者」という。)は、確認規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 認定小規模食鳥処理業者のその認定に係る食鳥処理場における食鳥処理については、前条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

4 認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場において食鳥処理をする食鳥の羽数が政令で定める数を超えない範囲内で食鳥処理をしなければならない。

5 認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る

食鳥処理場における食鳥処理に際し、厚生省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者に、食鳥の生体の状況、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体表の内側面の状況(次条第三号から第五号までに規定する食鳥とたいを譲り受けた場合にあつては、内臓を摘出した当該食鳥とたいに係る内臓及びその体表の内側面の状況)について、確認規程(第二項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に定める方法に従つて、厚生省令で定める基準に適合するか否かの確認をさせなければならない。

6 都道府県知事は、前項の確認に係る事項が同項の厚生省令で定める基準に適合していなかつた場合であつて当該確認を行った食鳥処理衛生管理者に引き続き同項の確認を行わせることが適当でないとき、認定小規模食鳥処理業者に対し、その解任を命ずることができ、

7 認定小規模食鳥処理業者は、厚生省令で定めるところにより、第五項の確認の状況を、都道府県知事に報告しなければならない。

8 認定小規模食鳥処理業者が確認規程を廃止する旨を都道府県知事に届け出たときは、当該認定は、その届け出た日の属する年の翌年の四月一日(その届け出た日が一月から三月までに属するときは、その年の四月一日)までの間、当該都道府県知事の定める日にその効力を失う。

9 都道府県知事は、認定小規模食鳥処理業者に対し、第五項の確認の適正な実施のため必要な技術的な指導及び助言を行うものとする。

(持出し等の禁止)

第十七条 何人も、食鳥検査に合格した後又は前条第五項の厚生省令で定める基準に適合する旨の同項の確認がされた後でなければ、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を食鳥処理場の外に持ち出してはならない。ただし、次の各

号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 食鳥検査のため必要があると認められる場合に於いて、都道府県(保健所を設置する市)に於いては、市(以下同じ)の職員又は第二十五條第二項に規定する検査員が、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の一部を持ち出すとき。

二 都道府県の職員が、第三十八條第一項の規定により食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の一部を取去るとき。

三 食鳥処理業者(認定小規模食鳥処理業者を除く。次号において同じ)が、認定小規模食鳥処理業者に脱羽後検査に合格した食鳥とたいを譲り渡すとき。

四 食鳥処理業者が、食肉の販売の事業を営む者(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十一條第一項の許可を受けた者に限る。次号において同じ)が、厚生省令で定めるところにより、その事務所を管轄する都道府県知事に届け出た者(以下「届出食肉販売業者」という。)に脱羽後検査に合格した食鳥とたいを譲り渡すとき。

五 認定小規模食鳥処理業者が、食鳥処理衛生管理者に食鳥の生体の状況及び食鳥とたいの体表の状況について前条第五項の厚生省令で定める基準に適合する旨の同項の確認をさせた後、他の認定小規模食鳥処理業者に当該食鳥とたいを譲り渡すとき。

六 食鳥処理業者が第十九條に規定する消毒、廃棄若しくは食用に供することができないようにする措置を講ずるため、又は都道府県の職員が第二十条第三号に規定する廃棄その他の措置を行うため、食鳥検査に合格しなかつた食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は前条第五項の厚生省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認がされた食鳥と

たい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等を持ち出すとき。

七 その他衛生上支障がない場合として政令で定めるとき。

2 届出食肉販売業者は、脱羽後検査に合格した食鳥とたいを認定小規模食鳥処理業者以外の者に譲り渡してはならない。

(譲受けの禁止)

第十八條 何人も、食鳥処理場以外の場所で食鳥処理をした食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は前条の規定に違反して食鳥処理場の外に持ち出された食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等を、食品として販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。次項において同じ)の用に供する目的で譲り受けてはならない。

2 認定小規模食鳥処理業者以外の者は、届出食肉販売業者から、脱羽後検査に合格した食鳥とたいを食品として販売の用に供する目的で譲り受けてはならない。

(廃棄等)

第十九條 食鳥処理業者は、食鳥検査に合格しなかつた食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は第十六條第五項の厚生省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認がされた食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等について、厚生省令で定めるところにより、遅滞なく、消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置を講じなければならぬ。

第二十條 都道府県知事は、前条に規定する食鳥が疾病にかかっているため若しくは同条に規定する食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等が疾病にかかつた食鳥に係るものであるため食用に供することができないと認めるとき、又は同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等により若しくは同条に規定する食鳥のとさつ、羽毛の除去若しくは

内臓の摘出により病原体が伝染するおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置を採ることが出来る。ただし、同条に規定する消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置により、次に掲げる措置の目的が達成される場合においてはこの限りでない。

一 当該食鳥のとさつ、羽毛の除去又は内臓の摘出を禁止すること。

二 当該食鳥の所有者若しくは管理者、食鳥処理業者その他の関係者に対し、当該食鳥の隔離、食鳥処理場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又はその職員にこれらの措置を講じさせること。

三 その職員に、当該食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等について廃棄その他の措置を講じさせること。

第五章 指定検査機関

(指定検査機関の指定及び食鳥検査の委任)

第二十一條 都道府県知事は、厚生大臣の指定する者(以下「指定検査機関」という。)に、食鳥検査の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定は、食鳥検査を行おうとする者の申請により行ふ。

3 都道府県知事は、第一項の規定により指定検査機関に食鳥検査の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該食鳥検査の全部又は一部を行わないものとする。

(指定の基準)

第二十二條 厚生大臣は、前条第二項の申請が次の基準に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の指定をしてはならない。

一 職員、設備、食鳥検査の業務の実施の方法その他の事項についての食鳥検査の業務の実施に関する計画が食鳥検査の業務の適正かつ確実に実施のために適切なものであること。  
二 前号の食鳥検査の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基

礎及び技術的能力があること。

三 食鳥検査の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて食鳥検査の業務が不公正になるおそれがないこと。

2 厚生大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 第三十三條第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第二十六條第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第二十三條 厚生大臣は、第二十一條第一項の指定をしたときは、指定検査機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定検査機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十四條 第二十一條第一項の規定により指定検査機関にその食鳥検査を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」とい

う。は、その旨を厚生大臣に報告するとともに、当該指定検査機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該食鳥検査の業務を行う事務所の所在地並びに当該指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務及び当該食鳥検査の業務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定検査機関は、その名称、主たる事務所の所在地又は食鳥検査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、委任都道府県知事(食鳥検査の業務を行う事務所の所在地については、関係委任都道府県知事)に、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(食鳥検査の義務等)  
第二十五条 指定検査機関は、食鳥検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、食鳥検査を行わなければならない。

2 指定検査機関は、食鳥検査を行うときは、厚生省令で定める方法に従い、厚生省令で定める要件を備える者(次項及び次条において「検査員」という。)に食鳥検査を実施させなければならない。

3 指定検査機関は、検査員が食鳥検査を実施したときは、厚生省令で定めるところにより、遅滞なく、厚生省令で定める事項を委任都道府県知事に報告しなければならない。

(役員等の選任及び解任)  
第二十六条 食鳥検査の業務に従事する指定検査機関の役員を選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 指定検査機関は、検査員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

3 厚生大臣は、指定検査機関の役員又は検査員

が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分又は第二十八条第一項の業務規程に違反したときは、その指定検査機関に対し、その役員又は検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員)の地位)  
第二十七条 食鳥検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務規程)  
第二十八条 指定検査機関は、厚生省令で定める食鳥検査の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検査機関は、前項後段の規定により業務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かななければならない。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした業務規程が食鳥検査の業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画の認可等)  
第二十九条 指定検査機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第二十一条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検査機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かななければならない。

3 指定検査機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後

三月以内に、厚生大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)  
第三十条 指定検査機関は、厚生省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに食鳥検査の業務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令等)  
第三十一条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定検査機関に対し、食鳥検査の業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした食鳥検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定検査機関に対し、当該食鳥検査の業務の適正な実施のために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(業務の休廃止)  
第三十二条 指定検査機関は、厚生大臣の許可を受けなければならない。食鳥検査の業務の一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 厚生大臣は、指定検査機関の食鳥検査の業務の一部又は一部の休止又は廃止により食鳥検査の業務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 厚生大臣は、第一項の許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かななければならない。

4 厚生大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定の取消し等)  
第三十三条 厚生大臣は、指定検査機関が第二十条第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、指定検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて食鳥検査の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。  
二 第二十二條第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認められるとき。

三 第二十六條第三項、第二十八條第三項又は第三十一條第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第二十八條第一項の認可を受けた業務規程によらないで食鳥検査の業務を行つたとき。  
五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 厚生大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により食鳥検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(食鳥検査の委任の解除)  
第三十四条 委任都道府県知事は、指定検査機関に食鳥検査の全部又は一部を行わせないこととするときは、その六月前までに、その旨を指定検査機関に通知しなければならない。

2 委任都道府県知事は、指定検査機関に食鳥検査の全部又は一部を行わせないこととしたときは、その旨を、厚生大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

(委任都道府県知事による食鳥検査の業務の実施)  
第三十五条 委任都道府県知事は、指定検査機関が第三十二條第一項の許可を受けて食鳥検査の業務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十三條第二項の規定により厚生大臣が指定検査機関に対し食鳥検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定検査機関が天災その他の事由により食鳥検査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において厚生大臣が必要があると認めるときは、



当該食鳥検査の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 厚生大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により食鳥検査の業務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により食鳥検査の業務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

4 委任都道府県知事が第一項の規定により食鳥検査の業務を行うこととし、又は厚生大臣が食鳥検査の業務の廃止に係る第三十二条第一項の許可をし、若しくは第三十三条第一項若しくは第二項の規定により指定検査機関の指定を取り消した場合における食鳥検査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生省令で定める。

第六章 雑則

(許可の条件)

第三十六条 第三条又は第六条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができ、

2 前項の条件は、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(報告の徴収)

第三十七条 都道府県知事は、第十六条第七項に定めるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、厚生省令で定めるところにより、食鳥処理業者、食鳥処理衛生管理者又は届出食肉販売業者に対し、その業務の状況に関し報告をさせることができる。

2 厚生大臣又は委任都道府県知事は、第二十五条第三項に定めるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関に対し、

食鳥検査の業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第三十八条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、食鳥処理場若しくは食鳥処理業者若しくは届出食肉販売業者の事務所、倉庫その他の施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は食鳥肉等、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等の一部を無償で収去させることができる。

2 厚生大臣又は委任都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検査機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(食鳥検査等を実施する職員)

第三十九条 食鳥検査の事務並びに第二十条及び前条第一項に規定する都道府県の職員の職務は、食品衛生監視員、と畜検査員その他厚生省令で定める職員であつて政令で定める資格を有するものうちからあらかじめ都道府県知事が指定する者が行う。

(聴聞)

第四十条 厚生大臣又は都道府県知事は、第八条、第九条、第十三条、第十六条第六項、第二十六条第三項又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による処分をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(不服申立て)

第四十一条 食鳥検査の結果については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 指定検査機関が行う食鳥検査に係る処分(検査の結果を除く)又は不作為については、厚生大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

3 この法律の規定により保健所を設置する市の市長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

(手数料)

第四十二条 食鳥検査を受けようとする者は、都道府県(指定検査機関が行う食鳥検査を受けようとする者)にあつては、当該指定検査機関に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により指定検査機関に納められた手数料は、指定検査機関の収入とする。

(経過措置)

第四十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(厚生省令への委任)

第四十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第三条の許可を受けずに食鳥処理の事業を営んだ者

二 第十条の規定に違反して、他人に食鳥処理の事業を営ませた者

三 第十七条第一項の規定に違反して、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を食鳥処理場の外に持ち出した者

四 第十七条第二項の規定に違反して、食鳥とたいを譲り渡した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の規定による命令に違反した者

二 第九条の規定による禁止又は命令に違反した者

三 第十八条第一項又は第二項の規定に違反して、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を譲り受けた者

四 第十九条の規定に違反して、食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等を消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置を講じなかつた者

五 第二十条第一号の規定による禁止又は同条第二号の規定による命令に違反した者

六 第二十条第二号又は第三号の規定による都道府県の職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十七条 第三十三条第二項の規定による食鳥検査の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第六条第一項の許可を受けずに食鳥処理場の構造又は設備を変更した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をせず、

又は虚偽の届出をした者

二 第三十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十八条第一項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十二条第一項の許可を受けないうで食鳥検査の業務の全部を廃止したとき。

三 第三十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三十八条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第五十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十五条、第四十六条、第四十八条又は第四十九条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第十二条第三項及び附則第五条(厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)第五条第二十八号の改正規定に限る。)の規定は公布の日から、第十三条第三号、第四章(第十六条第一項、第二項、第八項及び第九項並びに第十七条第一項第四号(同号に規定する届出食肉販売業者についての届出に係る部分に限る。))を除く。、第二十五条、第二十六条第三

項、第三十二条、第三十五条、第四十一条第一項及び第二項、第四十二条、第四十五条第三号及び第四号、第四十六条第三号から第六号まで、第五十条第二号並びに附則第三条(食品衛生法第五条の改正規定に限る。))の規定は平成四年四月一日から施行する。  
(その他の許可に係る経過措置)  
第二条 この法律の施行の際現に食鳥処理の事業を営んでいる者が当該食鳥処理の事業についてこの法律による改正前の食品衛生法第二十一条第一項の許可を受けているときは、その者は、この法律の施行の日から一年間は、第三条の許可を受けないうで、当該食鳥処理の事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可があつた旨の通知を受ける日又は許可をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

2 前項の規定により従前の例により引き続き食鳥処理の事業を営むことができる者は、同項に規定する期間内においても第三条の許可を受けることができるものとし、その者がその期間内に同条の許可を受けたときは、その者に係る同項の規定により従前の例によるものとされたこの法律による改正前の食品衛生法第二十一条第一項の許可(食鳥処理の事業に係る部分に限る。))は、その効力を失う。

3 第一項に規定する者が平成四年四月一日以後同項の規定により引き続き従前の例により食鳥処理の事業を営んでいる間において、その者に對し、食鳥処理業者が脱羽後検査を受けた後又は認定小規模食鳥処理業者が食鳥処理衛生管理者に食鳥の生体の状況及び食鳥とたいの体表の状況について第十六条第五項の厚生省令で定める基準に適合する旨の同項の確認をさせた後、食鳥とたいを譲り渡すときは、当該食鳥処理業

者又は認定小規模食鳥処理業者については、第十七条の規定は、適用しない。  
(食品衛生法の一部改正)  
第三条 食品衛生法の一部を次のように改正する。  
第五十条第一項中「省令を以て」を「厚生省令で」に、「疑い」を「命令を以て」を「厚生省令で」に、「血液」を「血液又は厚生省令で定める疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、又はへい死した家禽(鶏、あひる及び七面鳥並びに厚生省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。))の肉、骨及び臓器」に、「但し」を「ただし」に、「獣畜の」を「獣畜又は家禽の」に、「当該職員」を「当該職員に、書面を以て、損なうおそれ」に改め、同条第二項中「獣畜の肉及び」を「畜及び家禽の肉及び」に、「省令で」を「厚生省令で」に、「且つ」を「かつ」に、「省令を以て」を「厚生省令で」に、「疑い」を「疑い」に、「獣畜の肉若しくは」を「獣畜又は家禽の肉若しくは」に、「写を添付し」を「添付」に改める。  
第十九条の十八第二項中「営業」の下に「(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第 号)第二条第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。))」を加え、同条第三項中「営業者」の下に「(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項に規定する食鳥処理業者を除く。))」を加える。  
第二十条中「著しい営業」の下に「(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。))」を加える。

(罰則に関する経過措置)  
第四条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によるものとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)  
第五条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。  
第五十条第二十八号中「及び浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)」を「浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第 号)」に改める。  
第六条第二十一号の二の次に次の一号を加える。  
二十一の三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定に基づき、指定検査機関を指定し、指定検査機関に対し、認可その他監督を行うこと。

〔浜本万三君登壇、拍手〕  
○浜本万三君 たいま議題となりました食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。  
本法律案は、食鳥処理事業について衛生上必要な規制を行うとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とするものであります。  
その主な内容は、第一に、食鳥処理業者は一定の構造・設備基準に適合した食鳥処理場ごとに都道府県知事等の許可を受けなければならないものとし、その食鳥処理場ごとに、食鳥処理衛生管理者を置き、一定の衛生管理基準に従って食鳥処理等を行わなければならないものとすること。第二に、食鳥処理業者は処理を行うすべての食鳥等について都道府県知事等の行う食鳥検査を受けなければならないものとすること。第三に、食鳥検査は厚生大臣の指定する者に行わせることができるものとすること等であり、  
なお、一定の処理羽数以下の食鳥処理業者については、食鳥処理衛生管理者に食鳥等の状況が一

一八

定の基準に適合することを確認させること等により食鳥検査を要しないものとする。食品衛生法を改正し、食鳥肉を輸入する際に輸出国の政府機関によって発行された安全性に係る証明書等の添付を義務づけることとしております。

なお、本法律案に対し附帯決議が全会一致をもって付されております。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第五 取引所税法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長藤井孝男君。

審査報告書

取引所税法案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。 平成二年四月二十四日 大蔵委員長 藤井 孝男

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由 本法律案は、最近における先物取引等の実情にかんがみ、現行の取引所税について、その名称を取引所税に改め、その課税の対象を見直すとともに、税率の調整を図り、あわせて、納税方法を特別徴収方式に改める等所要の規定の整備合理化を図るため、取引所税法の全部を改正しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用 本法律案施行に伴う平成二年度一般会計の租税増収見込額は、約十億円である。

取引所税法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよって国会法第八十三条により送付する。 平成二年四月十九日 衆議院議長 櫻内 義雄

取引所税法

取引所税法(大正三年法律第二十三号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条-第六条)
第二章 課税標準及び税率(第七条-第八条)
第三章 特別徴収による納付等(第九条-第十条)
第四章 雑則(第十一条-第十三条)
第五章 罰則(第十四条-第十七条)

附則

第一章 総則 (趣旨) 第一条 この法律は、取引所税について、課税の対象、納税義務者、課税標準、税率、特別徴収

による納付の手續及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 取引所 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十一条(定義)に規定する証券取引所、商品取引法(昭和二十五年法律第二十九号)第一条第一項(定義)に規定する商品取引所又は金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第五項(定義)に規定する金融先物取引所をいう。

二 市場 証券取引法第十二条に規定する有価証券市場、商品取引法第三条に規定する商品市場又は金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物市場をいう。

三 有価証券等 証券取引法第二条第一項に規定する有価証券、商品取引法第二条第二項に規定する商品、金融先物取引法第二条第一項に規定する通貨等その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。

四 先物取引 次に掲げる取引(オプション取引に係る権利の行使により行われるものを除く)をいう。

イ 売買の当事者が取引所の定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券等及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的となつて、有価証券等の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

ロ 取引所の定める基準及び方法に従い、当事者があらかじめ指数等(有価証券等に係る指数、価格又は数値で取引所により定められたものをいう。以下この号において同じ。)として約定する数値(第七条第二項において「約定数値」という。)と将来の一定の

時期における現実の当該指数等の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

五 オプション取引 取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において有価証券等の売買取引又は前号ロに掲げる取引に該当する先物取引(当該先物取引に準ずる取引で取引所により定められたものを含む)を成立させることができ、権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。

六 先物取引等 先物取引及びオプション取引をいう。

七 取引所の会員 取引所の会員(証券取引法第七十七条の二第二項(特別参加者)その他同法、商品取引法又は金融先物取引法の規定により会員とみなされる者を含む)であつて、証券取引法第七十七条(取引資格)若しくは第七十七条の二、商品取引法第七十七条(取引資格)又は金融先物取引法第三十五条(取引資格)の規定によりその取引所の市場において先物取引等を行うことができるものをいう。

(課税の対象) 第三条 先物取引等には、この法律により、取引所税を課する。

(納税義務者) 第四条 取引所の会員は、取引所の市場において行ったその先物取引等につき、この法律により、取引所税を納める義務がある。

(先物取引等とみなす場合) 第五条 取引所の市場における先物取引等の委託を受けた取引所の会員又は先物取引等の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けた者(以下この項において「委託を受けた取引所の会員等」という。)が、証券取引法第二百二十九条第一項(み行為の禁止)(同条第二項において準用する場合を含む)、商品取引法第九十三条

(のみ行為の禁止)又は金融先物取引法第七十三条(のみ行為の禁止)の規定により禁止される売買その他の取引を行ったときは、当該委託を受けた取引所の会員等が、当該取引を行った時に、当該取引所の市場において、当該先物取引等の双方の当事者となつて先物取引等を行ったものとみなす。

2 前項の規定により取引所の市場において先物取引等を行ったものとみなされる者が、当該取引所の市場において先物取引等を行うことができる取引所の会員でないときは、その者を当該取引所の会員とみなす。

第六条 取引所税の納税地は、先物取引等が行われた市場を開設する取引所の主たる事務所の所在地とする。

第二章 課税標準及び税率

第七條 取引所税の課税標準は、次の各号に掲げる先物取引等の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 第二条第四号イに掲げる取引に該当する先物取引 当該先物取引に係る売買取引の契約金額

二 第二条第四号ロに掲げる取引に該当する先物取引 当該先物取引に係る取引金額

三 オプション取引 当該オプション取引を行う際に支払うことを約した対価の額

2 前項第二号に規定する取引金額は、同号の先物取引に係る約定数値及び取引単位に基づいて政令で定めるところにより算出した金額とする。

3 第五条第一項の規定により先物取引等を行ったものとみなされる場合における取引所税の課税標準は、委託者(当該先物取引等の委託又は委託の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る注文をした顧客をいう。)と同項に規定する委託を受けた取引所の会員等との取引に基づき第一号各号

の規定の例により計算した金額とする。

第八條 取引所税の税率は、次の各号に掲げる先物取引等の区分に応じ当該各号に定める税率とする。

一 先物取引 万分の〇・一

二 オプション取引 万分の一

第三章 特別徴収による納付等

第九條 取引所の会員が取引所の市場において先物取引等を行った場合(第五条第一項の規定により先物取引等を行ったものとみなされる場合を除く。)には、当該取引所は、当該先物取引等が行われた際、当該先物取引等に係る取引所税を当該取引所の会員から徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、これを国に納付しなければならない。

2 取引所が前項の規定により取引所税を納付する場合においては、その月中の取引所の市場において行われた先物取引等を第七条第一号各号に掲げる区分ごとに区分し、その区分ごとに算出したその月中の当該各号に定める金額の合計額を課税標準とし、これにそれぞれの税率を適用して算出した税額の合計額をもってその月分の納付すべき取引所税額とすることができる。

3 第一項の規定により取引所税を徴収して納付する取引所は、その納付の際、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十四条第一項(納付の手続)に規定する納付書に納付すべき取引所税額その他の大蔵省令で定める事項を記載した計算書を添付しなければならない。

第十條 取引所が前条第一項の規定により納付すべき取引所税を納付しなかつたときは、税務署長は、その取引所税を当該取引所から徴収する。

たる事務所の所在地を所轄する税務署長が、直ちにその取引所税を徴収する。

第四章 雜則

第十一條 取引所は、その市場において先物取引等を開始しようとするときは、政令で定めるところにより、その旨を当該取引所の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

2 取引所の会員(第五条第二項の規定により取引所の会員とみなされる者を除く。以下この条及び次条において同じ)は、取引所の市場において先物取引等を行うときは、政令で定めるところにより、その旨を当該取引所の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

3 取引所又は取引所の会員は、前二項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を前二項の税務署長に申告しなければならない。

第十二條 先物取引等が行われた市場を開設する取引所又は先物取引等を行った取引所の会員は、政令で定めるところにより、当該先物取引等に関する事項を帳簿に記載しなければならない。

2 取引所の会員につき、合併又は相続(包括遺贈を含む。)があつたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は相続人(包括遺贈者を含む。)は、合併により消滅した法人又は被相続人(包括遺贈者を含む。)の前項の規定による記載の義務を承継する。

第十三條 国税庁、国税局又は税務署の当該職員(当該職員)の質問検査権

(以下「当該職員」という。)は、取引所税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 先物取引等が行われた市場を開設する取引所

二 先物取引等を行った取引所の会員

三 第七条第三項に規定する委託者

2 当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章 罰則

第十四條 第九条第一項の規定により徴収して納付すべき取引所税を納付しなかつた場合には、取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納付しなかつた取引所税の額が百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、百万円を超えその納付しなかつた取引所税の額に相当する金額以下とすることができる。

第十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、一 第十二条第一項の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

二 第十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十六條 取引所税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用

したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十四条又は第十五条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

(一般的経過措置)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の取引所税法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる先物取引等に係る取引所税について適用し、施行日前に課した、又は課すべきであった取引税については、なお従前の例による。

(暫定的非課税)

第三条 施行日から平成四年九月三十日までの間に行われる先物取引等のうち、次に掲げるものについては、取引所税を課さない。

- 一 新法第二条第四号イに掲げる取引に該当する先物取引のうち、本邦通貨又はアメリカ合衆国通貨を当該先物取引に係る売買の目的とするものであって、その対価がそれぞれアメリカ合衆国通貨又は本邦通貨をもって支払われるもの
- 二 新法第二条第四号ロに掲げる取引に該当する先物取引のうち、当該先物取引に係る指数等(同号ロに規定する指数等をいう。次条において同じ。)が預金契約に基づく債権(アメリカ合衆国通貨をもって支払を受けるものに限る。)の利率に基づいて算出した数値であるもの

(税率の暫定的軽減)

第四条 施行日から平成四年九月三十日までの間に行われる新法第二条第四号ロに掲げる取引に該当する先物取引のうち、当該先物取引に係る指数等が預金契約に基づく債権(本邦通貨をもって支払を受けるものに限る。)の利率に基づいて算出した数値であるものに係る取引所税の税率は、新法第八条第一号の規定にかかわらず、万分の〇・〇一とする。

(先物取引等の開廃等申告に係る経過措置)

第五条 施行日前から引き続き改正前の取引所税法第五条第一項に規定する売買取引に該当する先物取引等が行われている市場を開設する取引所は、施行日において、新法第十一条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

- 2 施行日前から引き続き先物取引等が行われている市場を開設する取引所(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る新法第十一条第一項前段の規定による申告については、政令で定めるところにより、その旨を、施行日から起算して一月以内に、当該取引所の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。
- 3 施行日前から引き続き第一項の取引所の市場において同項の先物取引等を行っている取引所の会員は、施行日において、新法第十一条第二項前段の規定による申告をしたものとみなす。
- 4 施行日前から引き続き取引所の市場において先物取引等を行っている取引所の会員(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る新法第十一条第二項前段の規定による申告については、政令で定めるところにより、その旨を、施行日から起算して一月以内に、当該取引所の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる取引に係る経過措置

れる取引税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(有価証券取引税法の一部改正)

第七条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「売付を売付けに」、「因る」をよるに、「買付」を「買付け」に、「因り」を「より」に、「基く」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に、「取引所税法(大正三年法律第二十三号)第五条第一項の規定により取引税」を「取引所税法(平成二年法律第 号)の規定により取引所税」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第八条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「及び有価証券取引税法」を「有価証券取引税法」に改め、「納付すべき有価証券取引税」の下に「及び取引所税法(平成二年法律第 号)第九条(特別徴収による納付)の規定により徴収して納付すべき取引所税」を加える。

第十五条第二項第十一号を次のように改める。

- 十一 取引所税 先物取引等(取引所税法第三条第六号(定義)に規定する先物取引等をいう。)をした時

〔藤井孝男君登壇、拍手〕

○藤井孝男君 たいま議題となりました取引所税法案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における先物取引等の実情にかんがみ、現行の取引税について、その名称を取引所税に改め、その課税の対象を見直すとともに税率の調整を図り、あわせて納税方法を特別徴収方式に改める等、所要の規定の整備合理化を図るため、取引所税法の全部を改正しようとするものであります。

委員会におきましては、取引所税の税率の設定の根拠、流通課税についての基本的認識、東京金融先物市場の実態等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認められます。よって、本案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第六 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。農林水産委員長 長仲川幸男君。

審査報告書

農業者年金基金法の一部を改正する法律案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年四月二十四日 農林水産委員長 中川 幸男 参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由 本法律案は、最近における農業事情その他の社会経済情勢等にかんがみ、農業者年金事業の

安定を図るため給付等の適正化を行うとともに、経営移譲年金について農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するための措置を講ずるほか、農業者年金の受給資格要件の拡充、農業者年金基金の行う離農給付金の支給業務の延長等所要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成二年度一般会計予算に計上されてゐる農業者離農給付費交付金七億三千八百四十二万のうちから支出される。

附帯決議

政府は、最近の農業・農村を取り巻く厳しい情勢に対処し、本制度が農業者の老後の保障と農業構造の改善に十分な役割を發揮できるよう、次の事項の実現に努め、制度の長期にわたる安定的発展に遺憾なきを期すべきである。

一 農業構造の改善の一層の促進に資する観点から、本年金の財政基盤を長期的に安定させるため、年金財政の動向等に応じて国庫から必要な額が助成されるよう十分配慮すること。  
また、年金未加入者の加入促進について、一層の努力をすること。

二 保険料については、農家の負担能力の実情、本年金の政策年金としての性格等を踏まえ、過重負担にならないよう設定すること。

三 今回の改正に伴う新給付体系への移行、経営移譲に係る分割移譲方式の導入等については、その趣旨を周知徹底し、運用に遺憾なきを期すること。

四 農業の持つ家族経営体としての特性等を考慮し、経営移譲年金の受給権者が死亡した場合における遺族年金等の実施については、次期財政再計算時を目的に鋭意検討すること。  
また、農業に専従する主婦等の年金への加入

について引き続き検討すること。

五 離農給付金交付制度の運用に当たっては、離農者の農地が中核的農家の経営規模の拡大等農業構造の改善に資するよう十分配慮すること。  
六 農業者年金に加入している農業生産法人構成員の厚生年金への移行については、その実態に即して行われよう配慮すること。

七 年金事業の末端業務が円滑かつ的確に実施されるよう、農業委員会の役割の明確化など業務執行体制の整備充実に努めること。  
八 中山間地域農業の振興を図るとともに、担い手不足地域における円滑な経営移譲を図るため、農地保有合理化促進事業、農協による経営受託事業等各種の施策を強力に推進し、併せて、農業者年金基金への農地貸付けを適切に実施し、万全を期すること。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
平成二年四月十九日  
参議院議長 土屋 義彦殿  
衆議院議長 櫻内 義雄

農業者年金基金法の一部を改正する法律案  
農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。  
目次中第四十九条を「第四十九条の二」に改める。  
第十三条中「理事」を「役員」に改める。  
第十九条第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「行ない、並びにこれら」を並びに借受け及び貸付け(使用収益権(地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び

取得を目的とする権利をいう。以下同じ。)の移転を含む。)を行い、並びに農地等及びその附帯施設に、「行なう」を「行う」に改める。  
第二十条第一項中「完済」の下に「並びに借受け及び貸付け(使用収益権の移転を含む。)」を加え、同項第二号中「あわせ行なう」を「併せ行う」に改める。  
第二十二条第一項中「(地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び取得を目的とする権利をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二項に次の三号を加える。  
五 その者が農業生産法人構成員期間(農業者年金の被保険者が農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う農業生産法人(農地法第二条第七項の農業生産法人をいう。以下同じ。)の常時従事者(同項に規定する常時従事者をいう。以下同じ。)たる組合員又は社員となり、かつ、国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き当該農業生産法人の常時従事者たる組合員又は社員であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。)におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。)を有する者である場合におけるその農業生産法人構成員期間を合算した期間(第三号に掲げる期間に該当する期間を除く。)  
六 その者が特定被用者年金期間(農業者年金の被保険者が国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場

合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。)におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間(農地等につき耕作若しくは養畜の事業を行う者又は当該事業に従事する者であつた期間に限る。)を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。)を有する者である場合におけるその特定被用者年金期間を合算した期間(前三号に掲げる期間に該当する期間を除く。以下この号において同じ。)(その合算した期間が五年を超える場合には、五年)

七 その者が特定配偶者期間(その者が、死亡した農業者年金の被保険者又は被保険者期間を有する者で政令で定めるもの(以下この号において「死亡被保険者等」という。)の死亡の時にその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であり、かつ、当該死亡被保険者等の死亡日に四十歳を超えていたことその他の政令で定める要件に該当する場合における次のイ及びロに掲げる期間のうちいずれか短い期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。)を有する者である場合におけるその特定配偶者期間を合算した期間  
イ 二十年から前各号に掲げる期間を合算した期間(その合算した期間が二十年を超える場合には、二十年)を控除して得た期間  
ロ 当該死亡被保険者等の保険料納付済期間(納付された保険料(第七十三条の規定により徴収された保険料を含む。))に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。)

のうちに、その者が当該死亡被保険者等の配

合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。)におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間(農地等につき耕作若しくは養畜の事業を行う者又は当該事業に従事する者であつた期間に限る。)を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。)を有する者である場合におけるその特定被用者年金期間を合算した期間(前三号に掲げる期間に該当する期間を除く。以下この号において同じ。)(その合算した期間が五年を超える場合には、五年)

七 その者が特定配偶者期間(その者が、死亡した農業者年金の被保険者又は被保険者期間を有する者で政令で定めるもの(以下この号において「死亡被保険者等」という。)の死亡の時にその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であり、かつ、当該死亡被保険者等の死亡日に四十歳を超えていたことその他の政令で定める要件に該当する場合における次のイ及びロに掲げる期間のうちいずれか短い期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。)を有する者である場合におけるその特定配偶者期間を合算した期間  
イ 二十年から前各号に掲げる期間を合算した期間(その合算した期間が二十年を超える場合には、二十年)を控除して得た期間  
ロ 当該死亡被保険者等の保険料納付済期間(納付された保険料(第七十三条の規定により徴収された保険料を含む。))に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。)

のうちに、その者が当該死亡被保険者等の配

合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。)におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間(農地等につき耕作若しくは養畜の事業を行う者又は当該事業に従事する者であつた期間に限る。)を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。)を有する者である場合におけるその特定被用者年金期間を合算した期間(前三号に掲げる期間に該当する期間を除く。以下この号において同じ。)(その合算した期間が五年を超える場合には、五年)

偶者であり、かつ、耕作又は養畜の事業に従事していた期間

第二十三条第一項第二号中「農地法第二条第七項の」(以下単に「農業生産法人」という。)

第二十五号第九号中「農地法第二条第七項に規定する」を削り、同条第十号を次のように改める。

十 第二十三条第一項第三号に該当することにより同項又は同条第二項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者(第二十二條第一項に規定する者に該当している者を除く。)

イ 当該被保険者をその後継者として指定した者が第二十三条第一項第二号に掲げる者以外の者である場合にあつては、当該指定した者が当該被保険者に対しその事業に供する農地等の全部又は一部について所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしないでその事業を廃止したとき。

ロ 当該被保険者をその後継者として指定した者が第二十三条第一項第二号に掲げる者である場合にあつては、当該指定した者が当該被保険者に対し当該農業生産法人に対して有する持分の全部の譲渡をしないで

その組合員若しくは社員でなくなつたとき(当該被保険者となつた者が引き続き当該農業生産法人の常時従事者たる組合員又は社員であるときを除く。)

か、又は当該事業に従事する者であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。

3 保険料納付済期間等が十五年以上である者であつて、農業生産法人の常時従事者たる組合員又は社員となり、かつ、国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつたものが、六十五歳に達する日前に、第四十一条第一号又は第二号の経営移転をし、かつ、その経営移転をした日の翌日に同法第七条第一項第二号に該当しなくなつた場合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き当該農業生産法人の常時従事者たる組合員又は社員であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。)

2 前項の規定による年金給付の額の改定の措置は、政令で定める。

4 保険料納付済期間等が十五年以上である者であつて、国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつたものが、六十五歳に達する日前に、第四十一条第一号又は第二号の経営移転をし、かつ、その経営移転をした後同法第七条第一項第二号に該当しなくなつた場合(その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその経営移転をした日の一年前の日までの間引き続き農地等につき耕作若しくは養畜の事業を行つた者である

第三十七條の二 経営移転年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として経営移転年金の支払が行われたときは、その支払われた経営移転年金は、その後に支払うべき年金給付の内払とみなすことができる。

2 第四十九條の二の規定により支給される農業者老齢年金の受給権が消滅した場合(次条に規定する場合を除く。)

2 第四十九條の二の規定により支給される農業者老齢年金の受給権が消滅した場合(次条に規定する場合を除く。)

われた農業者老齢年金は、その後支払うべき年金給付の内払とみなすことができる。

「第一号に掲げる要件に該当し、かつ、第二号から第四号までに掲げる要件のいずれか」に改め、同項第二号中「耕作又は養畜の事業の廃止の場合にあつては、」を削り、同項第三号中「耕作又は養畜の事業の縮小の場合にあつては、」を削り、「前号イ」を「第二号イ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 経営移転者が、次のイ及びロに掲げる者に対し、それぞれイ及びロに掲げる処分対象農地等について、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該耕作又は養畜の事業を廃止したものであること。

イ 前号イに掲げる者(同号イの政令で定める者のうち耕作又は養畜の事業を行う個人にあつては、当該事業に常時従事することその他政令で定める要件に該当する者に限る。)

第四十二條第三項中「又は同項第三号」を、「同項第三号イ及びロに掲げる者に対する同号に該当する所有権若しくは使用収益権の移転若しくは使用収益権の設定又は同項第四号」に改め、同項第一号中「第一項第一号」の下に「又は第三号」を加え、同項第二号中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、同条第四項中「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第四十三條の次に次の一条を加える。  
(支給の繰下げ)

第四十三條の二 経営移讓年金に係る受給権者は、第三十四條第一項の請求と同時に、基金に対し、その者が指定する月(その者が六十五歳に達する日の属する月の翌月以前の月に限る。以下「指定月」という。)まで経営移讓年金の支給を繰り下げるべき旨の申出をすることができる。

2 前項の申出は、経営移讓年金の受給権を有することとなつた日から起算して一年を経過したときは、することができない。

3 第一項の申出をした者は、いつでも、将来に向かつてその申出を撤回することができる。

4 第一項の申出をした者に対する経営移讓年金の支給は、第三十六條第一項及び第四十六條第一項ただし書の規定にかかわらず、指定月(第一項の申出を撤回したときは、その撤回をした日の属する月の翌月。以下同じ。)から始めるものとする。

5 第一項の申出をした者が、同項の申出をせず経営移讓年金が支給されていたとすれば、第四十六條第二項又は第三項の規定により経営移讓年金の全部又は一部の支給が停止されることとなるときは、その停止されることとなる日に第一項の申出を撤回したものとみなす。

第四十四條第一項を次のように改める。

経営移讓年金の額は、第一号に掲げる額(経営移讓年金の支給を受ける原因となつた第四十一條第一号又は第二号の経営移讓が加算の要件に該当する経営移讓である場合には、その額に第二号に掲げる額を加算した額)とする。

一 支給基準時年齢(経営移讓年金の受給権を有することとなつた日の属する月の末日における年齢(前条第一項の申出をした者にあつては、指定月の前月の末日における年齢)をいう。以下同じ。)についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額

二 支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額

第四十四條第二項中「前二条」を「第四十二條及び第四十三條」に改め、「第四十二條第一項第三号」の下に「規定に該当して同号ロに掲げる者に対し所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が行われた農地等のうち政令で定める面積以下のもの及び同項第四号」を加える。

第四十六條第二項第一号中「第四十二條第一項第二号ロ」の下に「又は第三号イ及びロ」を加え、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「第四十二條第一項第二号ロ」の下に「又は第三号ロ」を加え、同条第三項中「同条第一項第二号若しくは第四号又は第五十二條第一項第二号若しくは第四号若しくは第二項第二号若しくは第四号」を「同条第一項第二号又は第五十二條第一項第二号若しくは第二項第二号」に改める。

(支給要件)

第四十七條 農業者老齢年金は、経営移讓年金に係る受給権者以外の者であつて保険料納付済期間等が二十年以上であるものが六十五歳に達したときに、その者に支給する。

第四十八條中「五百五十八円」を「七百九十九円」に改める。

第三章第二節第二款第三目中第四十九條の次に次の一条を加える。  
(農業者老齢年金の特例支給)

第四十九條の二 農業者老齢年金は、第四十七條に規定する場合のほか、経営移讓年金に係る受給権者が次の各号のいずれかに該当するときに、その者に支給する。

一 第四十六條第二項各号のいずれかに該当している者が六十歳に達したとき。

二 六十歳以上の者が第四十六條第二項各号のいずれかに該当したとき。

2 前項の規定により支給する農業者老齢年金の額は、第四十八條の規定にかかわらず、支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる額に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とする。

3 第一項の規定により支給される農業者老齢年金に係る受給権は、前条に規定する場合のほか、受給権者が第四十六條第二項各号に該当しなくなつたときは、消滅する。

その者が六十五歳に達した日の属する月の翌月以後の分については第三号に掲げる額と同項第三号に掲げる額とを合算した額(経営移讓年金の支給を受ける原因となつた第四十一條第一号又は第二号の経営移讓が第四十四條第一項の加算の要件に該当する経営移讓である場合には、その額に第四号に掲げる額及び同項第四号に掲げる額を加算した額)を削り、同項各号を次のように改める。

一 支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額に、二百四十から被保険者期間の月数を控除した数に乗じて得た額の三分の一に相当する額

二 支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額に、二百四十から被保険者期間の月数を控除した数に乗じて得た額の三分の一に相当する額

第五十二條第二項中「その者が六十五歳に達する日の属する月までの分については「及び」とし、その者が六十五歳に達した日の属する月の翌月以後の分については第三号に掲げる額と同項第三号に掲げる額とを合算した額(経営移讓年金の支給を受ける原因となつた第四十一條第一号又は第二号の経営移讓が第四十四條第一項の加算の要件に該当する経営移讓である場合には、その額に第四号に掲げる額及び同項第四号に掲げる額を加算した額)を削り、同項第一号イ中「千六百七十五円」を「支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額」に改め、同項第二号イ中「五百五十八円」を「支給基準時年齢についての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額」に改め、同項第三号及び第四号を削る。



第五十三条中「三年以上」の下に「であり、かつ、保険料納付済期間等が二十年未満」を加え、同条ただし書を削る。

第五十四条中「六十五歳に達する日の属する月の末日以前に」を削り、同条第一号中「経営移譲年金」を「年金給付」に、「別表」を「別表第二」に改める。

第五十六条中「別表」を「別表第二」に、「経営移譲年金」を「年金給付」に改める。

第八十一条の見出しを「(農地等の買入れ等)」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に、「第四十二条第一項第三号」を「第四十二条第一項第四号」に、「(農用地区域)」を「(農用地区域等)」に改め、「(農用地区域)」の下に「その他政令で定める区域」を加え、「買入れ」を「買入れ、又は借り受ける」に改め、同条第二項中「買入れ」を「買入れ、又は借り受ける場合」に改め、

「買入れ」の下に「又は借受け」を加え、「あわせて買入れ」を「併せて買入れ、又は借り受ける」に改める。

第八十二条の見出しを「(農地等の売渡し等)」に改め、同条中「買入れ」の下に「又は借受け」を加え、「(を売り渡さなければ)」を「(の売渡し又は貸付け(使用収益権の移転を含む))」をしなければに改める。

第八十三条第二項第一号中「農用地区域」を「農用地区域等」に改める。

第八十四条中「売渡し」の下に「並びに借受け及び貸付け(使用収益権の移転を含む))」を加える。

第八十七条第三項中「財務諸表」の下に「及び前項の事業報告書」を加える。

附則第十一条第一項中「二十年」を「三十年」に改める。

別表第一(第四十四条、第四十九条の二、第五十二条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
六十一歳未満	六百九十六円	二百三十一円	四百六十三円
六十一歳以上六十二歳未満	七百八十円	二百五十九円	五百十九円
六十二歳以上六十三歳未満	八百六十四円	二百八十七円	五百七十五円
六十三歳以上六十四歳未満	九百五十九円	三百十九円	六百三十九円
六十四歳以上六十五歳未満	千六十七円	三百五十五円	七百十一円
六十五歳	千百九十九円	三百九十九円	七百九十九円

別表第一の次に次の一表を加える。  
別表第二(第五十四条、第五十六条関係)

資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの農業者年金の被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間	金	額
三年以上	一五二、〇〇〇円	
三年以上	二〇二、〇〇〇円	
五年以上	二五一、〇〇〇円	
四年未満		一五二、〇〇〇円
五年未満		二〇二、〇〇〇円
六年未満		二五一、〇〇〇円

附則	施行期日	額
六年以上	七年未満	三二八、〇〇〇円
七年以上	八年未満	四〇三、〇〇〇円
八年以上	九年未満	四七七、〇〇〇円
九年以上	一〇年未満	五五四、〇〇〇円
一〇年以上	一年未満	六二九、〇〇〇円
一年以上	二年未満	七〇六、〇〇〇円
一年以上	三年未満	七八一、〇〇〇円
一年以上	四年未満	八五六、〇〇〇円
一年以上	五年未満	九三一、〇〇〇円
一年以上	六年未満	一、〇〇六、〇〇〇円
一年以上	七年未満	一、〇八二、〇〇〇円
一年以上	八年未満	一、一五八、〇〇〇円
一年以上	九年未満	一、二三四、〇〇〇円
一年以上	一〇年未満	一、三〇九、〇〇〇円
一年以上	一年未満	一、三八四、〇〇〇円
一年以上	二年未満	一、四五九、〇〇〇円
一年以上	三年未満	一、五三六、〇〇〇円
一年以上	四年未満	一、六一一、〇〇〇円
一年以上	五年未満	一、六八六、〇〇〇円
一年以上	六年未満	一、七六二、〇〇〇円
一年以上	七年未満	一、八三七、〇〇〇円
一年以上	八年未満	一、九一四、〇〇〇円
一年以上	九年未満	一、九八九、〇〇〇円
一年以上	一〇年未満	二、〇六四、〇〇〇円
一年以上	一年未満	二、一三九、〇〇〇円
一年以上	二年未満	二、二一四、〇〇〇円
一年以上	三年未満	二、二九〇、〇〇〇円
一年以上	四年未満	二、三六六、〇〇〇円
一年以上	五年未満	二、四四二、〇〇〇円
一年以上	六年未満	二、五一八、〇〇〇円
一年以上	七年未満	二、五九二、〇〇〇円
一年以上	八年未満	二、六六七、〇〇〇円
一年以上	九年未満	二、七四四、〇〇〇円
一年以上	一〇年未満	二、八一九、〇〇〇円

附則  
第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

ただし、附則第十一条第一項の改正規定は平成二年五月十六日から、第五十四条及び第五十六条の改正規定中「別表」を「別表第二」に改

平成二年四月二十五日 参議院會議録第九号 農業者年金基金法の一部を改正する法律案

める部分、別表第一の次に別表第二を加える改正規定並びに附則第十九条、第二十一条、第二十二條及び第三十條の規定は平成四年一月一日から施行する。

(用語の定義)

第二条 この条から附則第二十二條までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新法 この法律による改正後の農業者年金基金法をいう。

二 旧法 この法律による改正前の農業者年金基金法をいう。

三 昭和四十九年改正法 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十号)をいう。

四 昭和五十四年改正法 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第四十二号)をいう。

五 昭和六十年改正法 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十一号)をいう。

六 昭和六十年法律第三十四号 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)をいう。

七 物価指数 総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。

八 平成元年基準物価上昇比率 平成元年の物価指数に対する平成二年の物価指数の比率をいう。

九 新経営移譲年金又は新農業者老齢年金 それぞれ新法による経営移譲年金又は農業者老齢年金をいう。

十 旧経営移譲年金又は旧農業者老齢年金 それぞれ旧法による経営移譲年金又は農業者老齢年金をいう。

十一 旧経営移譲年金受給権者 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において旧経営移譲年金に係る受給権を有していた

者をいう。

十二 旧農業者老齢年金受給権者 施行日の前日において旧農業者老齢年金に係る受給権を有していた者(旧経営移譲年金受給権者を除く)をいう。

(農業生産法人構成員期間等に関する経過措置) 第三条 昭和六十年法律第三十四号の施行の日前に農業者年金の被保険者であった者が、昭和六十年法律第三十四号の施行の日(以下「施行日」という。)に国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)第七條第一項(昭和三十四年法律第四十一号)第七條第一項第二号に該当しており、かつ、その後同号に該当しなくなった場合についての新法第二十二條第二項第五号及び第六号(新法第二十三條第三項)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「国民年金法第七條第一項第二号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)第七條第一項第二号」と、「同号に掲げる者」とあるのは「旧国民年金法第七條第二項第一号又は新国民年金法第七條第一項第二号に掲げる者」と、「その同号に該当しなくなった日」とあるのは「その新国民年金法第七條第一項第二号に該当しなくなった日(農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第...号)の施行の日以後の日に限る。)の属する月」とする。

2 施行日前に農業者年金の被保険者であった者(前項に規定する者を除く。)についての新法第二十二條第二項第五号及び第六号(新法第二十三條第三項)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「その同号に該当しなくなった日」とあるのは、「その同号に該当しなくなった日(農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第...号)の施行の日以後の日に限る。)の属する月」とする。

第四條 昭和六十年改正法附則第三條の規定により同条の表の下欄に掲げる期間に算入された期間は、新法第二十二條第二項第五号の農業生産法人構成員期間及び同項第六号の特定被用者年金期間に該当しないものとみなす。

(特定配偶者期間に関する経過措置) 第五條 施行日前に農業者年金の被保険者であった者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に於いての新法第二十二條第二項第七号(新法第二十三條第三項)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「死亡した」と

あるのは、「農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第...号)の施行の日以後に死亡した」とする。

(保険料納付済期間等に関する経過措置) 第六條 昭和四十九年改正法附則第七條第三項若しくは昭和五十四年改正法附則第三條第三項の規定により農業者年金の被保険者の資格を取得した者又は昭和六十年改正法附則第三條の規定により同条の表の下欄に掲げる期間に算入された期間(以下「特例事業所期間」という。)を有する者について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、当該規定に規定する同表の中欄に掲げる期間に、それぞれ同表の下欄に掲げる期間を算入する。

第七條 昭和六十年法律第三十四号の施行の日前の保険料納付済期間等が十五年以上である者が、昭和六十年法律第三十四号の施行の日(以下「施行日」という。)に国民年金法第七條第一項第二号に該当しており、かつ、その後同号に該当しなくなった場合についての新法第二十六條の二第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

新法第二十二條第二項第七号ロ及び第四十九條の二第二項	保険料納付済期間	昭和四十九年改正法附則第七條第二項の特定期間及び昭和五十四年改正法附則第三條第四項の規定による納付がされた同項の納付対象期間を合算した期間
新法第二十六條の二第三項及び第四項	保険料納付済期間等	昭和五十四年改正法附則第三條第四項の規定による納付がされた同項の納付対象期間、同条第六項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間及び特例事業所期間を合算した期間
国民年金法第七條第一項第二号	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)第七條第二項第一号	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)第七條第二項第一号
同法	国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法(以下「新国民年金法」という。)	国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法(以下「新国民年金法」という。)
該当しなくなった場合	該当しなくなった場合(農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第...号)の施行の日以後に該当しなくなった場合に限る。)	該当しなくなった場合(農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第...号)の施行の日以後に該当しなくなった場合に限る。)
かつ、同号	かつ、旧国民年金法第七條第二項第一号又は新国民年金法第七條第一項第二号	かつ、旧国民年金法第七條第二項第一号又は新国民年金法第七條第一項第二号

2 施行日前の保険料納付済期間等が十五年以上である者(前項に規定する者を除く。)...

第九条 年金たる給付(以下「年金給付」という)の額については、平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、平成三年四月分以後、その上昇した比率を基準として政令で定めるところにより改定する。

第十條 附則別表第一の第一欄に掲げる者については、新法別表第一の第二欄中「六百九十六円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第二欄に掲げる額と、新法別表第一の第三欄中「七百八十円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第三欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「八百六十四円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第四欄に掲げる額と、新法別表第一の第五欄中「九百五十九円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第五欄に掲げる額と、新法別表第一の第六欄中「千六百九十九円」とあるのはそれぞれ附則別表第一の第六欄に掲げる額とする。

2 平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、前項中「第二欄に掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは「第三欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

3 附則別表第二の第一欄に掲げる者については、新法別表第一の第三欄中「二百三十一円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第二欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「二百八十七円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第四欄に掲げる額と、新法別表第一の第五欄中「三百十九円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第五欄に掲げる額と、新法別表第一の第六欄中「三百五十五円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第六欄に掲げる額と、新法別表第一の第七欄中「三百九十九円」とあるのはそれぞれ附則別表第二の第七欄に掲げる額とする。

平成二年四月二十五日 参議院会議録第九号 農業者年金基金法の一部を改正する法律案

物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

4 平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、前項中「第二欄に掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは「第三欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げる額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

新法第四十四条第一項第一号 支給基準時年齢(経営移譲年金の支給権を有することとなつた日の属する月の末日における年齢(前条第一項の申出をした者にあつては、指定月の前月の末日における年齢)をいう。以下同じ)に於いての別表第一の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額に掲げる額

(新経営移譲年金の支給についての経過的特例) 第十一条 農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者が施行日以後新法第四十一条各号のいずれかに該当した場合において、その者が附則別表第三の第一欄に掲げるものであるときは、その者は、新法第三十四条第一項の請求と同時に、基金に対し、次項から第五項までの規定による経過的特例としての年金給付を支給すべき旨の申出をすることができる。

Table with 4 columns: Law Article, Item, Description, and Application. It details the implementation of the new law regarding agricultural pension benefits, including specific age and amount provisions for different categories of recipients.

3 平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超え  
るに至つた場合においては、前項の表の下欄中  
「第二欄に掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げ  
る額に平成元年の物価指数に対する平成二年の  
物価指数の比率(以下平成元年基準物価上昇比  
率」という。)を乗じて得た額を基準として政令  
で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるの  
は、「第三欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇  
比率を乗じて得た額を基準として政令で定める  
額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄  
に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じ  
て得た額を基準として政令で定める額」と、「第  
五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額  
に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を  
基準として政令で定める額」とする。

4 新法第四十三条の二及び前条の規定は、第一  
項の申出をした者については、適用しない。

5 第一項の申出をした者が附則別表第四の上欄  
に掲げるものである場合については、新法第四十  
六条第一項の規定の適用については、同項中  
「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲  
げる年齢とする。

(新農業者老齢年金の額の計算の特例)  
第十二条 附則別表第五の上欄に掲げる者につい  
ては、新法第四十八条中「七百九十九円」とあ  
るは、それぞれ同表の下欄に掲げる額とす  
る。

2 平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超え  
るに至つた場合においては、前項中「下欄に掲  
げる額」とあるのは、「下欄に掲げる額に平成元  
年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準とし  
て政令で定める額」とする。

(特例支給に係る新農業者老齢年金の額の計算  
の特例)  
第十三条 附則別表第六の第一欄に掲げる者につ  
いては、新法別表第一の第四欄中「四百六十三  
円」とあるのは、それぞれ附則別表第六の第二欄  
に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「五百

十九円」とあるのはそれぞれ附則別表第六の第  
三欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄中「五  
百七十五円」とあるのはそれぞれ附則別表第六  
の第四欄に掲げる額と、新法別表第一の第四欄  
中「六百三十九円」とあるのはそれぞれ附則別表  
第六の第五欄に掲げる額と、新法別表第一の第  
四欄中「七百一十一円」とあるのはそれぞれ附則別  
表第六の第六欄に掲げる額と、新法別表第一の  
第四欄中「七百九十九円」とあるのはそれぞれ附  
則別表第六の第七欄に掲げる額とする。

2 平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超え  
るに至つた場合においては、前項中「第二欄に  
掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げる額に平成  
元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準とし  
て政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」と  
あるのは「第三欄に掲げる額に平成元年基準  
物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令  
で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるの  
は「第四欄に掲げる額に平成元年基準物価上昇  
比率を乗じて得た額を基準として政令で定める  
額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄  
に掲げる額に平成元年基準物価上昇比率を乗じ  
て得た額を基準として政令で定める額」と、「第  
六欄に掲げる額」とあるのは「第六欄に掲げる額  
に平成元年基準物価上昇比率を乗じて得た額を  
基準として政令で定める額」と、「第七欄に掲げ  
る額」とあるのは「第七欄に掲げる額に平成元  
年基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準とし  
て政令で定める額」とする。

(旧経営移譲年金受給権者等に係る年金給付の  
特例)  
第十四条 旧経営移譲年金受給権者及び旧農業者  
老齢年金受給権者に係る年金給付については、  
次項及び第三項の規定を適用する場合を除き、  
なお従前の例による。

2 旧経営移譲年金受給権者及び旧農業者老齢年  
金受給権者に係る年金給付については、次項の  
規定を適用する場合を除き、旧法中当該年金給

付の額の計算に関する規定及び当該年金給付の  
額の計算に関する規定であつてこの法律によつ  
て改正されたその他の法律の規定(これらの規  
定に基づく命令の規定を含む)は、なおその効  
力を有する。この場合において、これらの規定  
のうち次の表の上欄に掲げる規定(他の法令に

ついて、これらの規定を引用し、又はこれらの  
規定の例による場合を含む)中同表の中欄に掲  
げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み  
替へるものとするほか、この項の規定によりな  
おその効力を有するものとされた規定の適用に  
関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

旧法第四十四条第一項第一号、旧法第五十二条 第一項第一号及び第二項第一号並びに附則第 二十九条の規定による改正前の昭和六十一年改正 法(以下「旧六十年改正法」という。)附則第十條 第一項	千六百七十五円	千九百二十四円
旧法第四十四条第一項第二号、旧法第四十八 條、旧法第五十二條第一項第二号及び第二項第 二号イ、旧六十年改正法附則第十條第一項並び に旧六十年改正法附則第十三條第一項	五百五十八円	六百四十一円
旧法第四十四條第一項第三号、旧法第五十二 條第一項第三号及び第二項第三号イ並びに旧六十 一年改正法附則第十條第一項	百六十八円	百九十二円
旧法第四十四條第一項第四号、旧法第五十二 條第一項第四号及び第二項第四号イ並びに旧六十 一年改正法附則第十條第一項	五十五円	六十五円
旧六十年改正法附則第十條第二項	昭和六十年	平成二年
旧六十年改正法附則第十三條第二項	昭和五十八年度	平成元年
旧六十年改正法附則第一の第二欄	昭和五十八年度	平成元年
	昭和三十八年度基準 物価上昇比率	平成元年基準物価上 昇比率
	昭和六十年	平成二年
	昭和五十八年度	平成元年
	三千七百十円	三千四百十九円
	三千五百二十五円	三千二百四十八円
	三千二百五十三円	三千二十四円
	二千九百九十四円	二千八百二十四円
	二千七百四十五円	二千六百一十一円
	二千五百七円	二千四百一十一円
	二千四百四十四円	二千三百八十七円

旧六十年改正法附則別表第一の第三欄

二千三百八十一円	二千三百五十一円
二千三百二十一円	二千三百十八円
二千二百六十二円	二千二百八十五円
二千二百六円	二千二百五十四円
二千五百五十円	二千二百二十一円
二千九十六円	二千八百八十九円
二千四十四円	二千五百五十六円
千九百九十二円	二千二百二十六円
千九百四十四円	二千九十七円
千八百九十五円	二千六十七円
千八百四十八円	二千三十六円
千八百四円	二千八円
千七百五十九円	千九百七十九円
千七百十六円	千九百五十二円
百八十五円	百七十一円
三百六十一円	三百三十七円
五百二十八円	四百九十八円
六百八十六円	六百五十五円
八百三十六円	八百七円
八百十五円	七百九十六円
七百九十四円	七百八十四円
七百五十四円	七百六十一円
七百三十五円	七百五十一円
七百十七円	七百四十四円
六百九十九円	七百三十円
六百八十一円	七百十九円

旧六十年改正法附則別表第一の第四欄

六百六十四円	七百八円
六百四十八円	六百九十九円
六百三十二円	六百八十九円
六百十六円	六百七十八円
六百一円	六百六十九円
五百八十六円	六百六十円
五百七十二円	六百五十円
三百七十一円	三百四十二円
三百五十三円	三百二十五円
三百二十五円	三百三円
二百九十九円	二百八十二円
二百七十五円	二百六十二円
二百五十一円	二百四十二円
二百四十四円	二百三十九円
二百三十九円	二百三十五円
二百二十七円	二百二十九円
二百二十一円	二百二十五円
二百十五円	二百二十二円
二百十円	二百十九円
二百五円	二百十六円
二百円	二百十三円
百九十四円	二百十円
百九十円	二百七円
百八十五円	二百四円
百八十一円	二百一円
百七十六円	百九十八円

平成二年四月二十五日 参議院会議録第九号 農業者年金基金法の一部を改正する法律案

旧六十年改正法附則表第一の第五欄

百七十二円	百九十五円
十八円	十七円
三十六円	三十四円
五十三円	五十円
六十八円	六十六円
八十三円	八十一円
八十二円	七十九円
七十五円	七十六円
七十三円	七十六円
七十二円	七十四円
七十円	七十三円
六十八円	七十二円
六十六円	七十円
六十五円	七十円
六十三円	六十九円
六十一円	六十七円
六十円	六十七円
五十九円	六十六円
五十七円	六十五円
九百二十八円	八百五十五円
九百四円	八百四十三円
八百八十一円	八百三十一円
八百五十八円	八百十九円
八百三十六円	八百七円
八百十五円	七百九十六円
七百九十四円	七百八十四円

旧六十年改正法附則表第二の下欄

九百二十八円	八百五十五円
九百四円	八百四十三円
八百八十一円	八百三十一円
八百五十八円	八百十九円
八百三十六円	八百七円
八百十五円	七百九十六円
七百九十四円	七百八十四円

七百七十四円	七百七十三円
七百五十四円	七百六十二円
七百三十五円	七百五十一円
七百十七円	七百四十円
六百九十九円	七百三十円
六百八十一円	七百十九円
六百六十四円	七百九円
六百四十八円	六百九十九円
六百三十二円	六百八十九円
六百十六円	六百七十九円
六百一円	六百六十九円
五百八十六円	六百六十円
五百七十二円	六百五十一円

3 新法第三十四条の二、第三十七条の二第一項及び第三十七条の三並びに附則第九条の規定は、第一項に規定する年金給付について準用する。

4 施行日前の月分の年金給付の額については、なお従前の例による。

(旧経営移讓年金受給権者等に係る年金給付の額の特例)

第十五条 旧経営移讓年金受給権者については、前条の規定により算定した旧経営移讓年金の額(同条第二項の規定により読み替えて適用される旧六十年改正法附則第十条第二項並びに前条第三項において準用する附則第九条及び新法第三十四条の二の規定により年金給付の額の改定が行われた場合にあつては、当該改定後の年金給付の額)が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧経営移讓年金の額(六十五歳に達する日の属する月の翌月が施行

2 旧経営移讓年金受給権者のうち施行日の前日において旧農業者老齢年金に係る受給権を有していたもの及び旧農業者老齢年金受給権者については、前条の規定により算定した旧農業者老齢年金の額(同条第二項の規定により読み替えて適用される旧六十年改正法附則第十三条第二項並びに前条第三項において準用する附則第九

日の属する月以後となる旧経営移讓年金受給権者の六十五歳に達する日の属する月の翌月以後の分の旧経営移讓年金にあつては、施行日の前日の属する月が旧経営移讓年金受給権者が六十五歳に達する日の属する月の翌月であつたとすれば、施行日の前日においてその者が受ける権利を有した旧経営移讓年金の額とする。以下この項において「既裁定年金額」という。以下この項ときは、前条の規定にかかわらず、当該既裁定年金額をもって、その者に係る旧経営移讓年金の額とする。

条及び新法第三十四條の二の規定により年金給付の額の改定が行われた場合にあっては、当該改定後の年金給付の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧農業者老齢年金の額より少ないときは、前条の規定にかかわらず、当該施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた旧農業者老齢年金の額をもって、その者に係る旧農業者老齢年金の額とする。

(国庫負担の特例)

第十六条 国庫は、新法第六十四條に規定する額を負担するほか、当分の間、毎年度、次に掲げる額を負担する。

- 一 旧経営移讓年金の給付に要する費用の額(次号に掲げる額を除く。)の三分の一に相当する額
- 二 旧法第五十二條の規定によりその額が計算される旧経営移讓年金の給付に要する費用のうち同条第一項各号及び第二項各号に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用の額の四分の一に相当する額

第十七条 国庫は、新法附則第十條の二第一項に

平成三年度	八十六億円
平成四年度	二百二十五億円
平成五年度	三百四十四億円
平成六年度	四百四十七億円
平成七年度	五百十六億円

2 平成四年度から平成七年度までの間において新法第三十四條の二(附則第十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、当該措置が講ぜられた年度以降平成七年度までの前項の表の上欄に掲げる各年度に応じ同表の

規定する額を補助するほか、当分の間、毎年度、基金に対し、旧経営移讓年金の給付に要する費用の額(旧法第五十二條の規定によりその額が計算される旧経営移讓年金の給付に要する費用のうち同条第一項各号及び第二項各号に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用の額を除く。)の六分の一に相当する額を補助する。

第十八条 国庫は、新法第六十四條に規定する額及び附則第十六條に規定する額を負担し、並びに新法附則第十條の二第一項に規定する額及び前条に規定する額を補助するほか、農業経営の近代化と農地保有の合理化の一層の促進に資する観点から、基金に対し、新経営移讓年金及び旧経営移讓年金(以下「新旧経営移讓年金」という。)の給付に要する費用の額の一部として、平成三年度から平成七年度までの各年度につき、それぞれ、次の表の上欄に掲げる年度に応じ同表の下欄に掲げる金額(平成元年基準物価上昇率が百分の百を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める金額。次項において同じ。)を補助する。

平成三年度	八十六億円
平成四年度	二百二十五億円
平成五年度	三百四十四億円
平成六年度	四百四十七億円
平成七年度	五百十六億円

下欄に定める金額(当該金額がこの項の規定に基づき政令により改定されている場合にあっては、当該政令による改定後の金額)については、当該措置により新旧経営移讓年金の給付に要する費用が増加し、又は減少する割合を勘案して、政令で、これを改定するものとする。

3 国庫は、新法第六十四條に規定する額及び附則第十六條に規定する額を負担し、並びに新法附則第十條の二第一項に規定する額及び前条に規定する額を補助するほか、農業経営の近代化と農地保有の合理化の一層の促進に資する観点から、農業及びこれをめぐる諸情勢の推移、農業者の保険料負担能力等を考慮の上、平成八年度以降当分の間、別に法律で定めるところにより、基金に対し、必要な補助を行うものとする。

(保険料の額の特例)

第十九条 平成四年一月以後の月分の保険料の額は、新法第六十五條第三項及び第五項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成五年一月から同年十二月までの月分	一万三千六百円	平成四年
平成六年一月から同年十二月までの月分	一万四千四百円	平成五年
平成七年一月から同年十二月までの月分	一万五千二百円	平成六年
平成八年一月から同年十二月までの月分	一万六千円	平成七年

八百円(平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、一万二千八百円にその上昇した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)

二 平成五年一月から平成八年十二月までの月分の保険料の額にあっては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の中欄に掲げる額(平成元年基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至った場合においては、同表の中欄に掲げる額にその上昇した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額(同表の下欄に掲げる年までの間において新法第三十四條の二の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、当該措置に準じて政令で定めるところにより所要の調整が加えられた額))

2 三十五歳未満の農業者年金の被保険者が三十五歳に達する日の属する月の前月までの月分のその者に係る保険料の額についての前項の規定の適用については、同項第一号中「一万二千八百円」とあるのは「九千四百四十円」と、同項第二号の表中「一万三千六百円」とあるのは「九千七百四十円」と、「一万四千四百円」とあるのは「一万二千八十円」と、「一万五千二百円」とあるのは「一万八百五十円」と、「一万六千円」とあるのは「一万四千四百二十円」とする。

3 平成九年一月以後の月分の保険料の額は、新法第六十五條第五項の規定にかかわらず、当分の間、別に法律で定める。

4 前項の規定による保険料の額は、新法第六十五條第三項の規定にかかわらず、農業者年金事

業の給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入、国庫負担の額(附則第十六條の規定による国庫負担の額を含む。)及び新法附則第十條の二第一項の規定による国庫補助の額(附則第十七條及び前条第三項の規定による国庫補助の額を含む。)に照らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

(死亡一時金等に関する経過措置)

第二十条 施行日から平成三年十二月三十一日までの間における新法第五十四條及び第五十六條の規定の適用については、旧法別表の規定は、なおその効力を有する。

(死亡一時金の支給要件の特例)

第二十一条 平成三年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての

新法第五十四条の規定の適用については、同条第一号中「年金給付」とあるのは「年金給付又は農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第...号。以下「平成二年改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法による年金給付」と、その者の死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間についての別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とあるのは「平成二年改正法附則第二十二條各号に掲げる額を合算した額」とする。

第二十二條 平成三年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての脱退一時金及び死亡一時金の額は、新法第五十六條の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算した額(新法若しくは旧法による年金給付の支給を受けた者又は支給を受けるべき新法若しくは旧法による年金給付でまだ支給を受けていないものがある者の死亡に係る死亡一時金にあっては、当該合算した額からその死亡した者が支給を受けた新法又は旧法による年金給付の総額(支給を受けるべき新法又は旧法による年金給付でまだ支給を受けていないものを除く)の額を含む。)を控除した額とする。

一 資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間(以下「基礎納付済期間」という。)についての昭和四十九年改正法による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和四十九年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十年一月から昭和五十六年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

三 基礎納付済期間についての昭和六十年改正法による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十七年一月から昭和六十年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

四 基礎納付済期間についての旧法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和六十二年一月から平成三年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

五 基礎納付済期間についての新法別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、平成四年一月以後の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

(罰則に関する経過措置) 第二十三條 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任) 第二十四條 この附則に規定するもののほか、年金給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。(農地法の一部改正) 第二十五條 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

者年金基金がその土地を農業者年金基金法第九條第一項第二号に掲げる業務の実施により貸し付けようとする場合」を加える。 第七條第一項中第七号の二を第七号の三とし、第七号の次に次の一号を加える。 七の二 農業者年金基金が農業者年金基金法第十九條第一項第二号に掲げる業務の実施により借り受けている小作地

(農地法の一部改正に伴う経過措置) 第二十六條 施行日前にした行為に対する農地法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。 第二十七條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第一項中「第二十三條第二項」を「第二十三條第三項」に改め、同條第五項の表中「第四十七條第二号及び第五十二條」を「及び第四十七條」に改める。 第二十八條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第六項の表中「法第二十六條の二第三項」を「法第二十六條の二第五項」に、「第四十七條第二号」を「第四十七條」に、「第四十四條各号」を「第四十四條第一項各号」に改め、同條第八項中「第四十七條第二号」を「第四十七條」に、「同号に規定する耕作又は養畜の事業を行う者」を「当該被保険者をその後継者として指定した者が第二十三條第一項第二号に掲げる者以外の者である場合にあつては、当該指定した者」に改め、「法第四十七條第二号中「第三号」とあるのは「改正法附則第三條第一項第五号」とを削る。

第二十九條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。 附則第三條の表中「第二十六條の二第三項」を「第二十六條の二第五項」に、「第四十七條第二号」を「第四十七條」に改める。 附則第八條の表中「第二十六條の二第三項」を「第二十六條の二第五項」に改める。 附則第九條から第十四條までを次のように改める。

第九條から第十四條まで 削除 附則第十五條第一項中「昭和六十二年一月以後の月分」の下に「(平成三年十二月までの月分に限る。)」を加え、同項第二号中「昭和六十三年一月以後の月分」の下に「(平成三年十二月までの月分に限る。)」を加え、同号の表中「昭和六十四年」を「平成元年」に、「昭和六十五年」を「平成二年」に、「昭和六十六年」を「平成三年」に改め、同條第三項を削る。

附則第十七條中「経営移譲年金の支給を受けた者又は支給を受けるべき経営移譲年金」を「農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第...号。以下「平成二年改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法又は平成二年改正法による改正後の農業者年金基金法による年金給付(以下単に「年金給付」という。)の支給を受けた者又は支給を受けるべき年金給付」に、「経営移譲年金の総額(支給を受けるべき経営移譲年金でまだ支給を受けていないものを除く)」を「年金給付の総額(支給を受けるべき年金給付でまだ支給を受けていないものを除く)」に改める。

附則別表第一及び附則別表第二を削る。 第三十條 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。 附則第十六條及び第十七條を次のように改める。

第十六條及び第十七條 削除



附則別表第一

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄	第 五 欄	第 六 欄	第 七 欄
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	千五百九十九円	千六百八十円	千七百六十一円	千八百四十二円	千九百二十三円	二千二十四円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	千四百九十三円	千五百六十九円	千六百四十四円	千七百二十円	千七百九十五円	千八百九十円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	千三百九十円	千四百六十一円	千五百三十一円	千六百二円	千六百七十二円	千七百六十円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	千二百九十円	千三百五十五円	千四百二十一円	千四百八十六円	千五百五十一円	千六百三十三円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	千百九十二円	千二百五十二円	千三百十二円	千三百七十二円	千四百三十二円	千五百八円
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	千百七十五円	千二百三十四円	千二百九十三円	千三百五十四円	千四百十三円	千四百八十七円
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	千九十九円	千百五十七円	千二百三十一円	千三百四円	千三百七十七円	千四百六十五円
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	千二十五円	千九十八円	千百七十円	千二百五十八円	千三百四十四円	千四百四十五円
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	九百四十円	千二十六円	千百十円	千二百十円	千三百十円	千四百二十四円
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	八百七十一円	九百五十五円	千五十三円	千百六十六円	千二百七十八円	千四百四円
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	八百三円	八百九十九円	九百九十六円	千百七円	千二百三十二円	千三百八十四円
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	七百九十一円	八百八十六円	九百八十二円	千九十一円	千二百十四円	千三百六十四円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	七百七十九円	八百七十三円	九百六十七円	千七十五円	千百九十五円	千三百四十三円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	七百六十八円	八百六十一円	九百五十四円	千六十円	千百八十円	千三百二十五円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	七百五十八円	八百四十九円	九百四十一円	千四十六円	千百六十三円	千三百七円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	七百四十七円	八百三十七円	九百二十七円	千三十一円	千百四十六円	千二百八十八円

附則別表第二

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄	第 五 欄	第 六 欄	第 七 欄
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	七百三十六円	八百二十四円	九百十三円	千十五円	千二百二十九円	千二百六十八円
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	七百二十五円	八百十三円	九百一円	千円	千百十四円	千二百五十一円
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	七百十六円	八百二円	八百八十八円	九百八十六円	千九十七円	千二百三十三円
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	七百五円	七百九十一円	八百七十五円	九百七十三円	千八十三円	千二百十六円
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	八十四円	八十八円	九十二円	九十六円	百一円	百六円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	百六十六円	百七十四円	百八十三円	百九十一円	二百円	二百十円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二百四十五円	二百五十七円	二百七十円	二百八十二円	二百九十五円	三百十円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百二十二円	三百三十九円	三百五十五円	三百七十一円	三百八十八円	四百八円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百九十七円	四百十七円	四百三十八円	四百五十八円	四百七十八円	五百三円
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百九十二円	四百十二円	四百三十二円	四百五十一円	四百七十一円	四百九十六円
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百六十六円	三百八十六円	四百十円	四百三十四円	四百五十九円	四百八十八円
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百四十二円	三百六十六円	三百九十円	四百十八円	四百四十七円	四百八十一円
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百十三円	三百四十一円	三百七十円	四百三円	四百三十六円	四百七十四円
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	二百九十円	三百十八円	三百五十一円	三百八十八円	四百二十六円	四百六十八円
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	二百六十七円	三百円	三百三十二円	三百六十九円	四百十円	四百六十一円
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	二百六十四円	二百九十六円	三百二十八円	三百六十四円	四百五円	四百五十五円

附則別表第三

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄	第 五 欄
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	二百六十円	二百九十一円	三百二十三円	三百五十八円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	二百五十六円	二百八十七円	三百十八円	三百五十三円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	二百五十二円	二百八十三円	三百十三円	三百四十八円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	二百四十九円	二百七十九円	三百九円	三百四十三円
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	二百四十五円	二百七十五円	三百五円	三百三十八円
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	二百四十二円	二百七十一円	三百円	三百三十四円
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	二百三十八円	二百六十七円	二百九十六円	三百二十九円
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	二百三十五円	二百六十三円	二百九十二円	三百二十四円
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	三千二百四十八円	千三百三十七円	百七十一円	六十円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三千三十四円	千六十二円	三百三十七円	百十八円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二千八百二十四円	九百八十九円	四百九十八円	百七十四円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二千六百二十一円	九百八十八円	六百五十五円	二百二十九円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	二千四百二十一円	八百四十八円	八百七円	二百八十二円
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	二千三百八十七円	八百三十六円	七百九十六円	二百七十八円
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	二千三百五十一円	九百二十四円	七百八十四円	三百八円
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	二千三百十八円	千二十二円	七百七十三円	三百四十円
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	二千二百八十五円	千百三十円	七百六十一円	三百七十七円
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	二千二百五十四円	千二百五十一円	七百五十一円	四百十七円

平成二年四月二十五日 参議院會議録第九号 農業者年金基金法の一部を改正する法律案

附則別表第四

昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

附則別表第五

大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	八百五十五円
-------------------------------	--------

附則別表第六

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄	第 五 欄	第 六 欄	第 七 欄
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	四百九十六円	五百五十六円	六百十六円	六百八十四円	七百六十一円	八百五十五円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	四百八十九円	五百四十八円	六百七円	六百七十四円	七百五十円	八百四十三円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	四百八十二円	五百四十円	五百九十八円	六百六十五円	七百四十円	八百三十一円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	四百七十五円	五百三十二円	五百九十円	六百五十五円	七百二十九円	八百十九円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八円	五百二十五円	五百八十一円	六百四十六円	七百十八円	八百七円
昭和六年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百六十二円	五百十七円	五百七十三円	六百三十七円	七百八円	七百九十六円
昭和十一年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十二円	五百十八円	五百七十四円	六百三十八円	七百九円	七百九十七円
昭和十六年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	四百六十三円	五百十九円	五百七十五円	六百三十八円	七百十円	七百九十八円

〔仲川幸男君登壇、拍手〕

○仲川幸男君 たいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農業事情その他の社会経済情勢等にかんがみ、農業者年金事業の安定

を図るため給付等の適正化を行うとともに、移譲年金について農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するための措置を講ずるほか、農業者年金の受給資格要件の拡充、農業者年金基金の行方離農給付金の支給業務の延長等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、農業者年金制度の現状と今後のあり方、給付体系の変更、保険料の引き上げ、遺族年金の創設、婦人の年金加入、担い手不足地域における経営移譲の円滑化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御

承知を願います。  
質案を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より反対である旨の発言がありました。  
討論終局の後、採決の結果、本法律案は多数を

もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
なお、本法律案に対し八項目にわたる附帯決議を行いました。  
以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。  
よつて、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。  
午前十時四十九分散会

出席者は左のとおり。

議長 土屋 義彦君  
副議長 小山 一平君  
議員

木庭健太郎君 針生 雄吉君  
寺崎 昭久君 星野 朋市君  
白浜 一良君 常松 克安君  
今泉 隆雄君 足立 良平君  
野末 陳平君 片上 公人君  
猪熊 重二君 西川 深君  
高橋 清孝君 永田 良雄君  
刈田 貞子君 中野 鉄造君  
中川 嘉美君 下村 泰君  
勝木 健司君 田辺 哲夫君  
鈴木 貞敏君 香掛 哲男君  
及川 順郎君 矢原 秀男君  
広中和歌子君 喜屋武眞榮君  
井上 計君 小西 博行君  
板垣 正君 大木 浩君  
鶴岡 洋君 太田 淳夫君  
和田 教美君 中西 珠子君  
山田 勇君 前田 勲男君

谷川 寛三君 三木 忠雄君  
峯山 昭範君 高木健太郎君  
黒柳 明君 田淵 哲也君  
三治 重信君 田中 正巳君  
加藤 武徳君 秋山 肇君  
藤田 雄山君 野村 五男君  
山岡 賢次君 西田 吉宏君  
成瀬 守重君 田村 秀昭君  
須藤良太郎君 前島英三郎君  
野沢 太三君 松浦 孝治君  
宮崎 秀樹君 本村 和喜君  
平野 清君 二木 秀夫君  
小野 清子君 青木 幹雄君  
守住 有信君 石井 道子君  
吉川 芳男君 古川 博君  
柳川 覺治君 名尾 良孝君  
岡部 三郎君 川原新次郎君  
関口 恵造君 田沢 智治君  
高木 正明君 石原健太郎君  
大河原太一郎君 岩崎 純三君  
伊江 朝雄君 北 修二君  
梶原 清君 後藤 正夫君  
下条進一郎君 井上 裕君  
鈴木 省吾君 服部 安司君  
原 文兵衛君 山崎 竜男君  
齋藤 十朗君 狩野 明男君  
大塚清次郎君 木宮 和彦君  
齋藤 文夫君 永野 茂門君  
清水嘉与子君 木暮 山人君  
鎌田 要人君 片山虎之助君  
鹿熊 安正君 沢田 一精君  
陣内 孝雄君 井上 章平君  
石川 弘君 石渡 清元君  
合馬 敬君 尾辻 秀久君  
上杉 光弘君 倉田 寛之君  
岡野 裕君 大浜 方栄君  
大城 眞順君 宮澤 弘君

藤井 孝男君 向山 一人君  
竹山 裕君 久世 公麿君  
下稻葉耕吉君 中曾根弘文君  
仲川 幸男君 福田 宏一君  
松浦 功君 森山 眞弓君  
中村 太郎君 村上 正邦君  
岩本 政光君 山上 昭子君  
大鷹 淑子君 斎藤栄三郎君  
岡田 広君 長田 裕二君  
初村滝一郎君 中西 一郎君  
平井 貞志君 林田悠紀夫君  
坂野 重信君 大島 友治君  
長谷川 信君 山本 富雄君  
櫻井 規順君 喜岡 淳君  
西野 康雄君 山田 健一君  
飯 正敏君 紀平 悌子君  
種田 誠君 岩本 久人君  
肥田美代子君 北村 哲男君  
前畑 幸子君 三上 隆雄君  
小林 正君 堂本 暁子君  
堀 利和君 谷本 暁君  
会田 長栄君 清水 澄子君  
三石 久江君 野別 隆俊君  
庄司 中君 栗村 和夫君  
菅野 壽君 細谷 昭雄君  
千葉 景子君 一井 淳治君  
田淵 勲二君 渡辺 四郎君  
及川 一夫君 山口 哲夫君  
山本 正和君 久保田眞苗君  
山本 三吾君 佐藤 三吾君  
菅野 久光君 鈴木 和美君  
大森 昭君 松前 達郎君  
福山 篤君 青木 新次君  
対馬 孝且君 赤桐 操君  
野田 哲君 安恒 良一君  
福間 知之君 粕谷 照美君  
本岡 昭次君 八百板 正君  
村田 誠醇君 谷畑 孝君

古川 太三郎君 星川 保松君  
高崎 裕子君 角田 義一君  
吉田 達男君 日下部徳代子君  
磯村 修君 林 紀子君  
吉川 春子君 森 暢子君  
深田 肇君 國弘 正雄君  
新坂 一雄君 近藤 忠孝君  
諫山 博君 榑崎 年子君  
大淵 絹子君 大井 哲夫君  
竹村 泰子君 井上 哲夫君  
高井 和伸君 神谷信之助君  
香脱タケ子君 小川 仁一君  
梶原 敬義君 池田 治君  
栗森 喬君 橋本 敦君  
山中 郁子君 久保 巨君  
村沢 牧君 矢田部 理君  
浜本 万三君 吉岡 吉典君  
笹野 貞子君 田 英夫君  
市川 正一君 瀬谷 英行君  
安永 英雄君 山田耕三郎君  
山田耕三郎君 中村 鋭一君  
立木 洋君 小笠原貞子君

議長の報告事項  
去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
予算委員

懲罰委員  
野田 哲君 補欠 田 英夫君  
堀 利和君 補欠 堂本 暁子君  
田 英夫君 補欠 野田 哲君

同日衆議院から、次の内閣提出案は憲法第六十条第二項の規定により衆議院の議決が国会の議決となつた旨の通知書を受領した。

平成二年度一般会計暫定予算  
平成二年度特別会計暫定予算  
平成二年度政府関係機関暫定予算  
同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書  
一、目的 産業・資源エネルギー問題に関する実情調査

- 一、派遣委員  
第一班 小山 一平 中曾根弘文  
白浜 一良 古川太三郎  
合馬 敬 角田 義一  
第二班 大木 浩 及川 一夫  
高崎 裕子 足立 良平  
向山 一人 星野 朋市

一、派遣地  
第一班 福岡県 大分県  
第二班 広島県 岡山県  
一、期間 両班とも四月十二日及び十三日の二日間  
一、費用 概算九五九、六六〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第八十条の八において準用する第百八十条の二により承認を求めます。

平成二年四月四日  
産業・資源エネルギー  
に関する調査会長 小山 一平  
参議院議長 土屋 義彦殿

同日衆議院議長から、次の予算は憲法第六十条第二項の規定により衆議院の議決が国会の議決となつたから内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成二年度一般会計暫定予算  
平成二年度特別会計暫定予算  
平成二年度政府関係機関暫定予算  
去る五日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり

異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名	官職名	異動後の氏名	官職名	年月日
法務大臣	濱崎 恭生	法務大臣	平二、四、五	
官房審議官	法務調査部長	官房審議官	法務調査部長	
官房司法官	法務調査部長	官房司法官	法務調査部長	
官房司法官	法務調査部長	官房司法官	法務調査部長	

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百十八回国会政府委員に任命することを承認した。

- 法務大臣官房審議官 永井 紀昭君  
法務大臣官房司法官 濱崎 恭生君  
法務大臣官房司法官 濱崎 恭生君

同日内閣総理大臣から議長宛、法務大臣官房審議官永井紀昭君外一名(同日議長承認を第百十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。去る九日議長は、ザビネ・ベルクマン・ポール・ドイツ民主共和国人民議會議長就任に際し、同議長宛祝電を発送した。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

簡易郵便局法の一部を改正する法律案(閣法第三八号)  
放送法及び電波法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

自然環境保全法等の一部を改正する法律案(閣法第三七号)  
環境特別委員会に付託

同日内閣から、農業基本法第六条第一項の規定に基づき平成元年度農業の動向に関する年次報告及び同法第七条の規定に基づき平成二年度において講じようとする農業施策についての文書を受領した。

去る十一日調査会において選任した理事は次のとおりである。

外交・総合安全保障に関する調査会  
理事 野沢 太三君(斎藤文夫君の補欠)  
去る十三日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員  
久保田真苗君 本岡 昭次君  
同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

千九百八十九年七月三日に国際コヒー理事會決議によつて承認された千九百八十三年の国際コヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めの件(閣条第六号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

千九百七十二年二月二十六日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めの件(閣条第四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めの件(閣条第三号)  
向精神薬に関する条約の締結について承認を求めの件(閣条第五号)

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)  
同日内閣から、林業基本法第九條第一項の規定に基づき平成元年度林業の動向に関する年次報告及び同法第九條第二項の規定に基づき平成二年度に

おいて講じようとする林業施策についての文書を受領した。

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員  
吉岡 吉典君 補欠 立木 洋君  
外務委員  
吉岡 吉典君 補欠 立木 洋君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを通信委員会に付託した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)  
簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを環境特別委員会に付託した。

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案(閣法第四一号)

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百十八回国会政府委員に任命することを承認した。

運輸大臣官房国有  
鉄道改革推進部長 吉田 耕三君

同日内閣総理大臣から議長宛、運輸大臣官房固有  
鉄道改革推進部長吉田耕三君(同日議長承認を第  
百十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受  
領した。  
去る十七日議長において、次のとおり常任委員の  
辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

野村 五男君 補欠  
鳩山威一郎君  
鳩山威一郎君 補欠  
野村 五男君  
石渡 清元君

外務委員

鳩山威一郎君 補欠  
山本 富雄君  
野村 五男君  
石渡 清元君

運輸委員

栗森 喬君 補欠  
新坂 一雄君  
山本 富雄君  
栗森 喬君

建設委員

石渡 清元君 補欠  
新坂 一雄君  
山本 富雄君  
栗森 喬君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。  
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。  
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

外務委員会

理事 田 英夫君(田英夫君の補欠)  
国民生活に関する調査会  
理事 宮崎 秀樹君(木宮和彦君の補欠)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法  
律案(閣法第四八号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。  
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。  
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

商法等の一部を改正する法律案(閣法第四五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託し  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託し  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の発  
行に関する法律案(閣法第四七号)  
同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七条の規定に  
基づく平成元年度漁業の動向に関する年次報告及  
び平成二年度において沿岸漁業等について講じよ  
うとする施策についての文書を受領した。  
同日議長は、イタリア共和国大統領の逝去に際し  
送した弔電に対する礼状を授受した。  
去る十八日議長において、次のとおり常任委員の  
辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

鳩山威一郎君 補欠  
野村 五男君  
野村 五男君 補欠  
鳩山威一郎君

外務委員

石渡 清元君 補欠  
野村 五男君  
山本 富雄君  
鳩山威一郎君

運輸委員

新坂 一雄君 補欠  
栗森 喬君  
山本 富雄君  
石渡 清元君

建設委員

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。よって議長は即日これを委員会に付託した。  
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。  
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を  
許可し、その補欠を指名した。  
内閣委員  
立木 洋君 補欠  
吉岡 吉典君  
立木 洋君 補欠  
吉岡 吉典君

外務委員

吉岡 吉典君 補欠  
立木 洋君  
立木 洋君 補欠  
吉岡 吉典君

予算委員

上田耕一郎君 補欠  
上田耕一郎君  
上田耕一郎君 補欠  
上田耕一郎君

決算委員

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任  
を許可し、その補欠を指名した。  
産業・資源エネルギーに関する調査会委員  
野村 五男君 補欠  
山本 富雄君  
鳩山威一郎君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを  
内閣委員会に付託した。  
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(閣  
法第一六号)  
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

商品取引所法の一部を改正する法律案(閣法第  
五四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。  
商品取引所法の一部を改正する法律案(閣法第  
五四号)  
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部  
を改正する法律案(閣法第五六号)  
大都市地域における住宅地等の供給の促進に関  
する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法  
第五七号)

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法  
律案(閣法第五八号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。よって議長は即日これを通信委員会に付託し  
た。  
郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第五  
五号)  
同日議長は、内閣から予備審査のため送付され  
た次の議案を大蔵委員会に付託した。  
取引所税法案(閣法第九号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され  
た。

同日内閣から、中小企業基本法第八条の規定に基づき平成元年度中小企業の動向に関する年次報告及び平成二年度において講じようとする中小企業施策についての文書を受領した。  
去る二十一日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
科学技術特別委員

喜岡 淳君 補欠 種田 誠君  
同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
産業・資源エネルギーに関する調査会委員

三上 隆雄君 補欠 対馬 孝且君  
一昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
地方行政委員

高井 和伸君 補欠 中村 鋭一君  
外務委員  
中村 鋭一君 補欠 高井 和伸君  
猪木 寛至君 補欠 勝木 健司君

勝木 健司君 補欠 猪木 寛至君  
社会労働委員  
勝木 健司君 補欠 猪木 寛至君  
昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
地方行政委員

須藤良太郎君 補欠 鳩山威一郎君  
中村 鋭一君 補欠 高井 和伸君  
務務委員  
清水 澄子君 補欠 小山 一平君

外務委員

鳩山威一郎君 補欠 須藤良太郎君  
山本 富雄君 補欠 合馬 敬君  
高井 和伸君 補欠 中村 鋭一君  
勝木 健司君 補欠 猪木 寛至君

藤田 雄山君 補欠 高木 正明君  
社会労働委員  
猪木 寛至君 補欠 勝木 健司君

高木 正明君 補欠 藤田 雄山君  
農林水産委員  
高木 正明君 補欠 藤田 雄山君

合馬 敬君 補欠 山本 富雄君  
運輸委員  
小山 一平君 補欠 清水 澄子君

西岡瑠璃子君 補欠 田 英夫君  
同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
産業・資源エネルギーに関する調査会委員

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。  
証券取引法の一部を改正する法律案(閣法第五九号)  
大蔵委員会に付託  
市民農園整備促進法案(閣法第六一号)  
農林水産委員会に付託  
郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案(閣法第六〇号)  
通信委員会に付託

同日委員長から次の報告書が提出された。  
千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事會決議によって承認された千九百八十三年の国際

コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めたの件(閣法第六号)審査報告書  
千九百八十九年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めたの件(閣法第七号)審査報告書  
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案(閣法第四八号)審査報告書  
取引所税法(閣法第九号)審査報告書  
農業者年金基金法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)審査報告書

第五号中正誤

五 四 九 誤 正  
欧州會議 欧州開銀

第七号(その一)中正誤

七 二 〇 誤 正  
とす となる

發行所 千一〇五 東京都港区  
虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局 電話 03(587)4302  
定価 本号一部 二六円  
六円をきむ